

秋田県
「普通交付税の算定方法に関する研究会」
報告書

平成25年10月

秋田県
「普通交付税の算定方法に関する研究会」

目 次

I	秋田県の市町村の状況	
1	平成の合併	
(1)	合併による市町村の姿の変化	1
(2)	合併の評価	3
2	近年の行革努力	
(1)	人件費の削減	4
(2)	公共施設等の集約	5
3	公共施設の実態	7
II	普通交付税の算定方法に関する意見	
1	意見の概要	9
2	個別意見	
(1)	支所等経費	
(a)	支所・出張所に係る算定経費の拡充	11
(b)	徴税費（給与費）に係る密度補正の拡充	16
(2)	常備消防給与費に係る密度補正の導入	20
(3)	公民館に係る算定経費の拡充	25
(4)	体育施設に係る算定経費の拡充	30
(5)	清掃費	
(a)	ごみ収集経費に係る密度補正の拡充	35
(b)	し尿処理人口を指標とした新たな算定の導入	39
(6)	特別障害者手当等費の算定方法の見直し	44
III	資 料	
1	秋田県「普通交付税の算定方法に関する研究会」の概要	47
2	普通交付税の合併算定替の状況	48
3	昭和の合併前の行政区域単位での公共施設配置状況	49
4	現地調査の概要	54

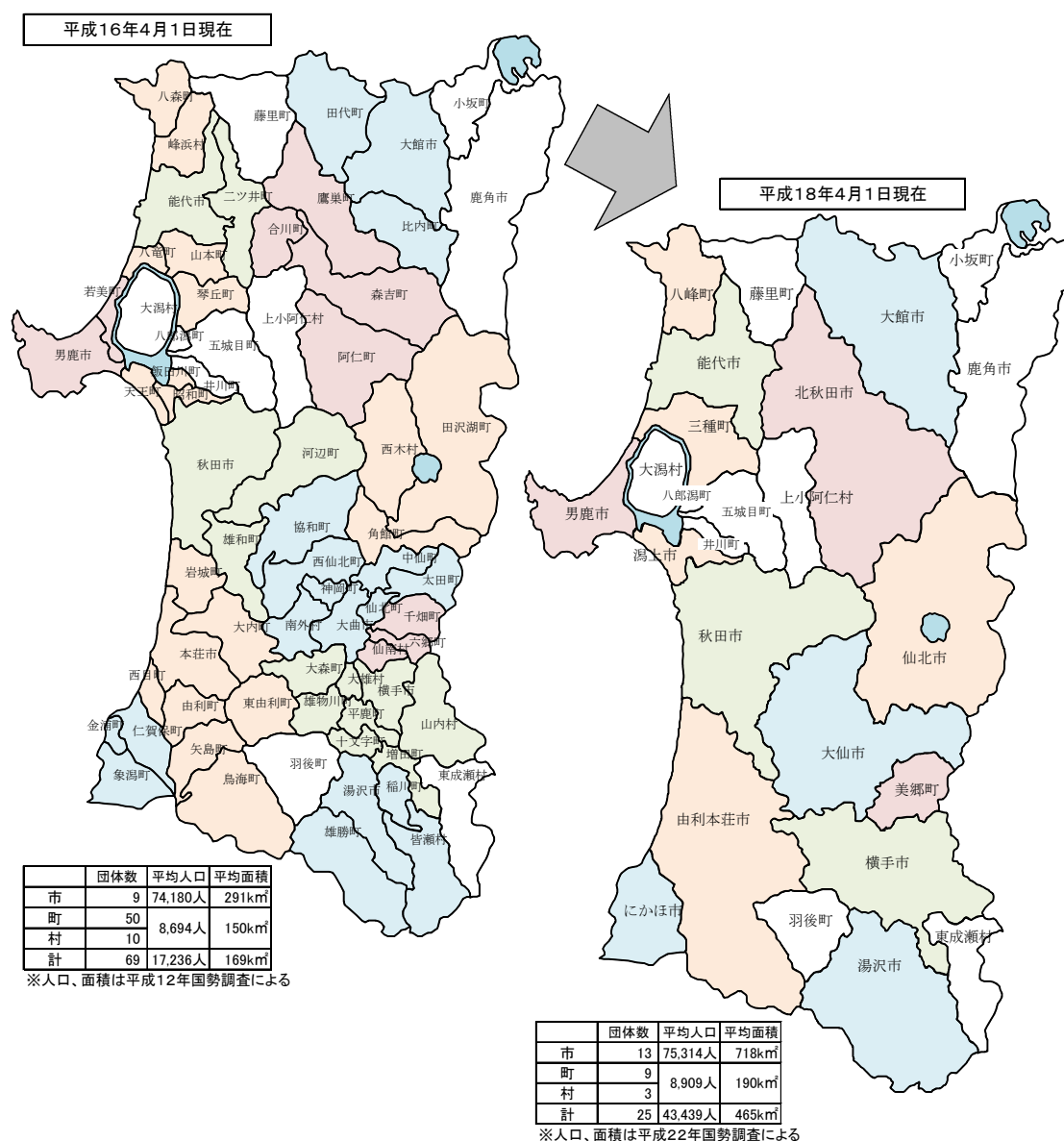
I 秋田県の市町村の状況

1. 平成の合併

(1) 合併による市町村の姿の変化

いわゆる平成の合併により、秋田県内では、平成16年度から平成17年度にかけて59の市町村が合併し、市町村の総数は合併前の69から25に減少した。市町村数の減少率は63.8%と、全国平均の減少率46.8%を大きく上回る形で市町村合併が進んだ。

秋田県における市町村の姿の変化



平成の合併前後で比較すると、県内市町村の平均人口は2.5倍に、平均面積は2.8倍になったが、特に市について見ると、合併後の平均人口は75,314人と、全国の市平均（105,336人）や標準団体（100,000人）と比べると少ない一方で、平均面積（718km²）は、全国の市平均（266km²）の2.7倍、標準団体（160km²）の4.5倍となっており、平成の合併により、本県の市の平均的な姿は、全国の市の平均的な姿に比べ、面積が広く、人口密度の低いことが特徴となっている。

		標準団体	全国市平均	秋田県市平均
平成の合併前 (H12国調)	平均人口	100,000 人	109,447 人	74,180 人
	平均面積	160 km ²	151 km ²	291 km ²
平成の合併後 (H22国調)	平均人口	100,000 人	105,336 人	75,314 人
	平均面積	160 km ²	266 km ²	718 km ²

(2) 合併の評価

秋田県では、平成の合併からおおむね5年が経過した平成23年度、合併団体・自立団体双方に対し、合併・自立の効果や課題について調査を行い、「秋田県における市町村合併の効果と課題について」（平成23年9月15日）にまとめたが、その概要は次のとおりである。

	合併団体	自立団体
1 合併・自立の効果等	経費・職員の縮減等行財政の効率化、広域的な視点での施策の充実の面で効果があった。	住民に身近な行政サービスの確保の効果があった反面、専門分野への職員の配置や財源の確保に課題がある。
2 広域的な地域づくり・まちづくり	合併により観光、農商工の分野等で新たな展開が可能となったが、地域の一体感醸成は一層推進の必要性がある。	
3 行政サービスの維持・向上	利用可能施設の拡大等の効果があった反面、上下水道や公共施設使用料金の統一が課題として残っている。	分野を絞ってサービス充実に努めている。
4 行財政運営の効率化と基盤強化	専門的な組織を充実したり、小中学校の統合等を推進してきたが、廃止施設の利活用や類似施設の取扱が課題。	組織のスリム化により重点分野の増員を図っている。
5 住民の声	他地域との交流進展を評価する一方、周辺部のサービスが手薄になったとの声もある。	自立選択を評価する声が多い。
6 まとめ	広域的なまちづくりや住民サービスの維持・向上を図っているが、一層の合併効果の発現に向けた取組を進める必要がある。	定員管理の適正化や事業の統廃合、サービスの見直し等により必要な人員と財源を確保し、独自のまちづくりを進めている。

2. 近年の行革努力

(1) 人件費の削減

県内市町村の、人件費（普通会計）及び職員数（全職員数）を合併前後で比較すると、人件費は18.2%の減、職員数は18.0%の減となっており、人件費及び職員数の削減が着実に進められてきているところである。

単位：百万円、人

	人件費(地方財政状況調査)				職員数(定員管理調査)			
	H15年度 a	H23年度 b	削減額 c=b-a	削減率 d=c/a	H15.4.1 e	H23.4.1 f	削減数 g=f-e	削減率 h=g/e
秋田市	21,373	21,194	-179	-0.8%	3,615	3,204	-411	-11.4%
能代市	4,959	3,793	-1,166	-23.5%	696	540	-156	-22.4%
横手市	10,578	8,350	-2,228	-21.1%	1,978	1,699	-279	-14.1%
大館市	6,539	5,311	-1,228	-18.8%	1,431	1,325	-106	-7.4%
男鹿市	3,394	2,412	-982	-28.9%	644	510	-134	-20.8%
湯沢市	4,834	3,894	-940	-19.4%	752	601	-151	-20.1%
鹿角市	2,360	1,766	-594	-25.2%	360	271	-89	-24.7%
由利本荘市	9,379	7,333	-2,047	-21.8%	1,389	1,130	-259	-18.6%
潟上市	2,456	2,104	-352	-14.3%	385	303	-82	-21.3%
大仙市	9,099	6,387	-2,712	-29.8%	1,531	1,212	-319	-20.8%
北秋田市	4,911	3,722	-1,189	-24.2%	925	537	-388	-41.9%
にかほ市	2,871	2,072	-799	-27.8%	413	342	-71	-17.2%
仙北市	3,984	3,376	-607	-15.2%	1,002	827	-175	-17.5%
小坂町	793	616	-177	-22.3%	102	78	-24	-23.5%
上小阿仁村	485	344	-142	-29.2%	122	78	-44	-36.1%
藤里町	645	524	-121	-18.7%	85	71	-14	-16.5%
三種町	2,131	1,518	-613	-28.7%	291	216	-75	-25.8%
八峰町	1,207	988	-218	-18.1%	171	130	-41	-24.0%
五城目町	1,297	1,005	-292	-22.5%	203	152	-51	-25.1%
八郎潟町	547	415	-132	-24.1%	78	62	-16	-20.5%
井川町	610	443	-167	-27.4%	97	71	-26	-26.8%
大潟村	568	460	-107	-18.9%	67	58	-9	-13.4%
美郷町	2,291	1,682	-609	-26.6%	316	240	-76	-24.1%
羽後町	1,669	1,232	-437	-26.2%	382	328	-54	-14.1%
東成瀬村	425	332	-93	-21.9%	106	69	-37	-34.9%
全市町村計	99,404	81,273	-18,130	-18.2%	17,141	14,054	-3,087	-18.0%

注)平成15年度には、合併等に伴い市町村に包含された一部事務組合に係る数値を加算している。

人件費は、退職手当を除く額。

(2) 公共施設等の集約

合併団体・自立団体ともに、まちづくり計画等で公共施設等の集約を掲げているが、集約実績の主なものは、次のとおりとなっている。

秋田市	小学校4校・分校1校・中学校2校統合廃止、公民館3館廃止（市民サービスセンターに機能移転）、児童館とコミュニティセンターの併設化（3施設）、その他公の施設廃止（4施設）
能代市	小学校5校統合廃止、体育施設の廃止（1施設）、保育所の廃止・移管（4施設）、その他の公の施設の譲渡・廃止（13施設）
横手市	小学校4校・中学校5校統合廃止、その他公の施設廃止（1施設）
大館市	小学校4校統合廃止、図書館（4館）へき地保育所（8所）等31施設の指定管理者化
男鹿市	小学校3校・中学校2校統合廃止、保育所廃止（1施設）、児童館廃止（6施設）、集会施設の譲渡（8施設）、その他公の施設廃止（1施設）
湯沢市	支所（1施設）出張所（7施設）廃止、保育所の廃止・民営化（4施設）、児童館の廃止（7施設）、小学校6校統合廃止、スキー場廃止（1施設）
鹿角市	小学校分校1校統合廃止、その他公の施設の譲渡・廃止（2施設）
由利本荘市	小学校4校統合廃止、保育園廃止（1施設）、児童館廃止（1施設）、体育施設廃止（4施設）、その他公の施設廃止（8施設）
潟上市	小学校1校統合廃止、保育所統合廃止（1施設）
大仙市	小学校10校・中学校1校統合廃止、保育所（11施設）・幼稚園（8施設）・介護保険施設（8施設）の民営化、公民館6館廃止、児童館の譲渡・廃止（25施設）、保健センターの廃止（2施設）
北秋田市	総合支所の窓口センター化（3カ所）、小学校3校統合廃止、病院の診療所化（2施設）
にかほ市	小学校1校・中学校1校統合廃止、市営住宅廃止（4施設）、その他公の施設廃止（12施設）
仙北市	小学校3校統合廃止
小坂町	小学校2校・中学校1校統合廃止
上小阿仁村	小学校1校統合廃止、保育所廃止（1施設）
三種町	小学校2校統合廃止、支所と公民館の併設化（1施設）
五城目町	小学校2校廃止、保育所の廃止・民営化（2施設）
八郎潟町	体育施設その他公の施設の廃止（2施設）
八峰町	庁舎の統合、出張所の廃止（1カ所）、小学校3校統合廃止、保育所廃止（1施設）
美郷町	庁舎の統合、保健センターの集約（2施設）、小学校4校・中学校2校の統合廃止、公民館の集約（2施設）、体育施設の廃止（1施設）、図書館の集約（2施設）
羽後町	支所の廃止（1施設）、小学校5校の統合廃止
東成瀬村	保育所の統合廃止（1施設）

過疎化の進行を背景に、小中学校の旧市町村の境界を越えた統廃合などが行われ、全ての市町村において着実に公共施設等の集約が進められた結果、全県では次のとおり実績が上がっている。

公共施設等の種類	全県の集約実績
庁舎等	集約により、12施設減
小中学校	統合により、83校減
保育所・幼稚園	譲渡・廃止により、43施設減
公民館	統合等により、11施設減
体育施設	廃止により、8施設減

3. 公共施設の実態

県内市町村は前述のとおり、合併団体のみならず自立団体も含め、公共施設等の集約を進めてきたところである。

本研究会では、5回にわたる現地調査を行ったが、その結果、公共施設のうち、支所・消防分署・体育施設（体育館、陸上競技場、野球場、プール）の多くは、平成の合併前の行政区域単位で、出張所・公民館の多くは、昭和の合併前の行政区域単位で、それぞれ配置されていることがわかった。また、以下のとおり、各公共施設は、行政サービスの提供や地域コミュニティの維持のために重要な役割を果たしており、これ以上の集約には限界があると言える。

(1) 支所（41施設）

- 支所は、15合併団体のうちの12団体において、本庁舎の配置されていない旧町村の区域に配置されている。
- 対住民窓口サービスの全てを提供できるよう、2～4課（職員数30人前後）の執務体制を採っている支所が多い。
- 一定の裁量予算を持ち、地域課題にきめ細かく対応している支所も多い。
- 支所職員は、平成又は昭和の合併前の行政区域単位で行われる地域の祭りやイベントの運営の中心となっており、地域の一体感醸成に大きな役割を果たしている。
- その他、以下のような実態が見られた。
 - ・平成の合併により地域自治区を設置している団体においては、地域自治区の事務所の役割を果たしているほか、地域自治区を設置していない団体においても、合併前の行政区域単位で設置されているまちづくりに関する協議会の事務局として機能している。
 - ・町内会等の住民自治組織からの要望が支所単位で集約されている。
 - ・民生委員は、合併前の行政区域を活動単位としていることが多く、支所がその支援を行っている。
 - ・広大な行政区域を有する団体においては、各地域の降雪状況の違いから、平成の合併前の行政区域単位で配置されている支所が除排雪の出動判断を行っている。
 - ・災害時には現地対策本部として、情報収集や本庁との連絡調整を行っている。本県には無堤防河川が多く、河川氾濫が頻発しており、災害時に支所が果たす役割は大きい。

(2) 出張所 (61施設)

- 出張所の大半は、昭和の合併前の行政区域単位で配置されている。公民館と併設されていることが多い。
- 常勤職員が数名配置され、証明書発行や納金事務等の最小限の窓口業務を行っている。
- 選挙期間中は、期日前投票所として機能する。昭和の合併前の行政区域では唯一の期日前投票所となる場合がほとんどであり、住民の投票機会の確保に大きな役割を果たしている。

(3) 消防署・消防分署・出張所 (78署所 うち本署:22、分署:47、出張所:9)

- 消防署・消防分署は、平成の合併前の行政区域のうち、本署が置かれていない行政区域の大半に配置されている。
- 消防分署の大半は、消防車1台、救急車1台の最低限の体制となっている。
- 救急患者の主な搬送先は、市街地の病院となっており、入電から病院収容までの平均時間(平均病院収容時間)、出動から帰署までの平均時間(平均活動時間)ともに長い分署が多い(山間部に位置し、市街地の病院までの距離が約50kmある由利本荘市の鳥海分署においては、救急搬送1件あたりの平均病院収容時間が65分、平均活動時間は134分に及んでいる。)

(4) 公民館 (309館 うち本館:168、分館・地区館:141)

- 公民館は、昭和の合併前の行政区域単位に配置されている場合が多く、昭和の合併前の行政区域の約半数で、公民館と行政区域が1対1対応となっている。
- 公民館は、一定規模の集会の開催が可能な地域唯一の施設である場合が多く、各種集団検診や確定申告、農業関係の事業説明会等、行政機関により利用されているほか、地域コミュニティ活動の拠点にもなっている。

(5) 体育施設 (305施設 うち体育館:144、陸上競技場:22、野球場:93、プール:46)

- 体育施設のうち、体育館と野球場は、平成の合併前の行政区域単位に、最低一つは配置されている。
- 体育施設の管理は、各市町村の教育委員会事務局が行っている場合が多いが、指定管理者により行われているものもある。
- 地域の小中学生のほか、社会人・婦人・高齢者等の各種活動や、地域の運動会、文化祭など、地域に根ざした利用がなされている。

Ⅱ 普通交付税の算定方法に関する意見

1. 意見の概要

先述のとおり、本県の各市町村は、平成の合併を経験しなかった団体も含め、人件費の削減や公共施設の集約などによる行政組織のスリム化や財政基盤の強化に取り組んできている。

しかしながら、全国一のペースで人口減少や少子高齢化が進行する本県においては、過疎化や高齢化の進む地域の住民に対する行政サービスの水準や地域コミュニティを維持するために、支所・出張所や消防分署、公民館等を適切に配置し、住民の暮らしを守る必要があり、削減できない財政需要がある。

また、平成の合併により、本県市町村の姿は大きく変化し、行政面積が広大となったことにより、かかり増しとなる財政需要も生じている。

このため、秋田県では、県内全市町村と本研究会を設立し（平成25年3月）、本県市町村の特性を踏まえた普通交付税（以下「交付税」とする。）の算定のあり方について検討を進めてきたところである。

具体的には、平成23年度の交付税算定額と決算額との比較を行った上で、現行の標準団体で算定されている公共施設数や需要額は妥当か、標準団体を上回る広大な行政面積を有する団体への密度補正は妥当か、という2つの視点から分析を行った。

その結果、以下の8つの意見を提案することとする。

1. 支所等経費

(a) 支所・出張所に係る算定経費の拡充

(b) 徴税费(給与費)に係る密度補正の拡充

2. 常備消防給与費に係る密度補正の導入

3. 公民館に係る算定経費の拡充

4. 体育施設に係る算定経費の拡充

5. 清掃費

(a) ごみ収集経費の密度補正の拡充

(b) し尿処理人口を指標とした新たな算定の導入

6. 特別障害者手当等費の算定方法の見直し

これらの経費に係る県内市町村の交付税の算定不足額は、以下のとおりである。

単位:百万円

	H23決算額 a	H23交付税額 b	算定不足額 c=a-b
支所等経費	4,837	2,535	2,302
支所・出張所経費	2,062	616	1,446
徴税费(給与費)	2,775	1,919	856
常備消防給与費	15,011	10,473	4,539
公民館費	2,427	1,443	984
体育施設費	1,915	534	1,381
清掃費	5,839	3,149	2,690
ごみ収集経費	3,062	2,174	888
し尿処理費	2,777	975	1,801
特別障害者手当等費	161	103	58
合計	30,190	18,237	11,952

8項目の意見合計で、302億円の決算額に対し、182億円の交付税算定額となっており、差引き120億円の算定不足額が生じている。

2. 個別意見

(1) 支所等経費

(a) 支所・出張所に係る算定経費の拡充

－ 平成の合併により増加した支所等に要する経費の適切な算定 －

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

現在の交付税算定において、支所等（支所及び出張所。以下同じ。）の経費については、単位費用が明示されていないが、平成18年度まで「その他諸費」で算定されていた支所経費が、平成19年度から包括算定経費（人口）に包含されたことから、平成18年度の「その他諸費」の密度補正対象経費とされていた、次の支所経費を算定額とした。

標準団体支所数	2カ所
支所経費	59,520千円（29,760千円/1カ所）

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$59,520\text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000\text{人}} \times \text{段階補正係数}$$

b. 決算額

決算額については、「市町村における支所等の設置状況に関する調査」（平成25年1月、総務省自治行政局市町村体制整備課）を参考に、本研究会で独自に調査を行った。

調査にあたっては、支所（分庁舎を含む）・出張所の管理運営に要する経費を調査したが、以下の経費については、次のような考えから除外した。

- i) 分庁舎に配置されている本庁各部局にかかる経費
：本庁舎に一括配置した場合と同視しうると判断
- ii) 支所で行っている窓口業務にかかる経費
：徴税費・戸籍住民台帳費・社会福祉費・産業経済費・土木費といった個別経費で算定されていると判断
- iii) 支所で行っている各種地域振興経費
：地域振興費で算定されていると判断

c. 過少算定額

本県では、16市町で102の支所等（支所・分庁舎41、出張所61）が設置されているが、以下のとおり、16市町のうち14市町で、支所等に係る交付税額が過少となっている。

単位：人、km²、人/km²、千円

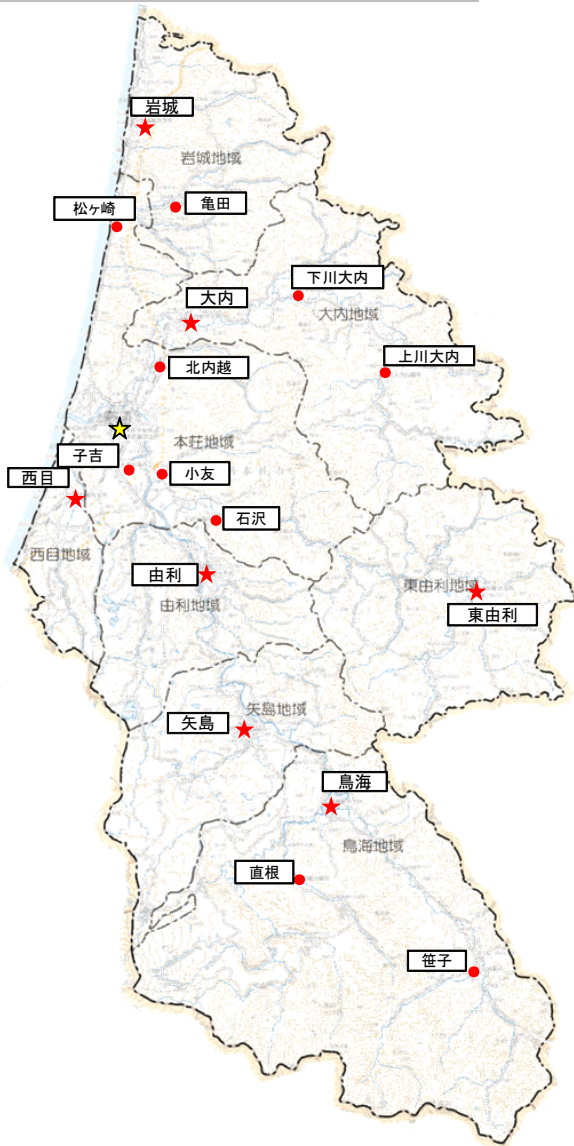
市町村名	人口	面積	人口密度	支所等数	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b
秋田市	323,363	906	357	4	379,072	154,935	224,137
能代市	59,095	427	139	8	118,367	37,354	81,013
横手市	98,379	693	142	16	316,032	58,614	257,418
大館市	78,951	914	86	11	112,622	48,120	64,502
男鹿市	32,319	241	134	8	41,110	22,853	18,257
湯沢市	50,863	791	64	3	75,040	32,907	42,133
鹿角市	34,479	707	49	5	77,787	24,031	53,756
由利本荘市	85,230	1,209	71	17	359,142	51,541	307,601
潟上市	34,443	98	352	4	47,030	24,006	23,024
大仙市	88,299	867	102	7	205,008	53,186	151,822
北秋田市	36,397	1,153	32	5	114,919	25,064	89,855
にかほ市	27,545	241	115	2	62,660	20,313	42,347
仙北市	29,572	1,094	27	6	97,866	21,386	76,480
小坂町	6,053	202	30	2	3,081	9,076	-5,995
三種町	18,879	248	76	2	39,109	15,788	23,321
美郷町	21,679	168	129	2	13,135	17,252	-4,117
計	1,025,546	9,957	103	102	2,061,980	616,425	1,445,555

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

例えば、8市町が合併した由利本荘市においては、7つの旧町役場所在地に支所が配置されているほか、昭和の合併前の一部の町村単位に10カ所の出張所が配置されている（次頁参照）。

由利本荘市 支所・出張所位置図



凡例	名称 a	管轄面積 (km ²)	最寄支所 等 b	ab間の 道路距離 (km)	
★	本庁	由利本荘市役所	1,209		
★	支所	岩城総合支所	108	大内	17.7
		大内総合支所	182	市役所	9.3
		西目総合支所	38	市役所	6.3
		由利総合支所	97	市役所	11.4
		東由利総合支所	150	市役所	26.8
		矢島総合支所	124	由利	13.1
		鳥海総合支所	323	矢島	8.2
●	出張所	亀田出張所	54	松ヶ崎	4.3
		松ヶ崎出張所	31	亀田	4.3
		下川大内出張所	60	大内	8.5
		上川大内出張所	97	下川大内	7.9
		北内越出張所	27	市役所	5.4
		子吉出張所	17	市役所	4.3
		小友出張所	29	市役所	4.3
		石沢出張所	47	市役所	9.1
		直根出張所	144	鳥海	7.2
		笹子出張所	113	鳥海	14.7

由利本荘市は、面積が1,209km²と極めて広大であり、大半の支所の管轄面積は100km²を超えているほか、支所間の道路距離も10km前後離れていることから、現在配置されている支所を集約することは困難であり、現在の配置を維持する必要がある。

また、出張所についても、その全てが公民館と併設され、地域コミュニティの維持に欠かせない役割を担っていることから、その配置を維持する必要がある。

一方、由利本荘市を含め、合併団体における支所等数及び同職員数は次頁のとおり、平成の合併当初と現在とを比較すると、支所等職員数は合併当初の約半数の水準まで縮減されている。

(単位:人)

市町村名	合併当初		H24.4.1現在		減少数	
	支所等数 a	支所等職員数 b	支所等数 c	支所等職員数 d	支所等数 e=c-a	支所等職員数 f=d-b
秋田市	4	128	4	95	0	-33
能代市	8	63	8	48	0	-15
横手市	16	409	16	252	0	-157
大館市	11	83	11	40	0	-43
男鹿市	8	36	8	8	0	-28
湯沢市	11	132	3	42	-8	-90
由利本荘市	18	420	17	227	-1	-193
潟上市	3	20	3	10	0	-10
大仙市	8	512	7	258	-1	-254
北秋田市	6	151	5	34	-1	-117
にかほ市	2	6	2	4	0	-2
仙北市	6	60	6	28	0	-32
三種町	2	58	2	40	0	-18
八峰町	1	1	0	0	-1	-1
美郷町	2	16	2	15	0	-1
計	106	2,095	94	1,101	-12	-994

b. 全国の状況に基づく検討

支所等の配置状況について、全国的な統計調査はないものの、「市町村における支所等の設置状況に関する調査」（平成25年1月、総務省自治行政局市町村体制整備課）に対する各都道府県回答のうち、本県が提供を受けた37都府県の数値を基に、支所等の配置状況の分析を行った。

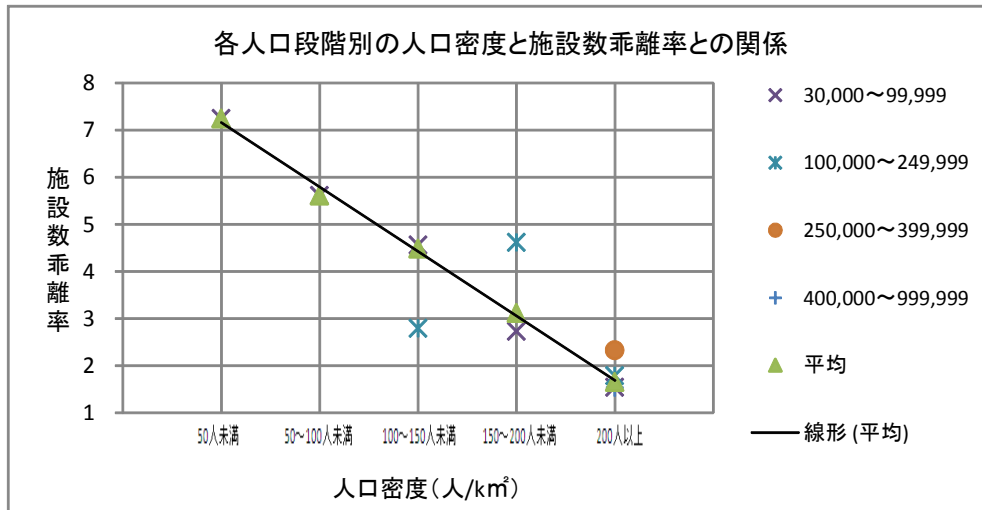
分析にあたっては、支所等がそもそも配置されていないと考えられる一定の小規模団体を除外する必要があると考え、旧合併特例法（「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号））での市の要件であった人口3万人以上の団体に絞って分析を行った。

各市町村の支所等の実数を、交付税算定支所等数で除して施設数乖離率（1を上回る場合、交付税が過少算定となる）を算出し、人口規模別・人口密度別に区分して、平均値を算出した結果は次のとおりである。

各人口段階別の人口密度と施設数乖離率との関係

人口規模 \ 人口密度	50人/km ² 未満	50~100人/km ² 未満	100~150人/km ² 未満	150~200人/km ² 未満	200人/km ² 以上
30,000~99,999人	7.25	5.61	4.56	2.73	1.54
100,000~249,999人			2.79	4.61	1.79
250,000~399,999人					2.32
400,000~999,999人					1.53
平均(密度別)	7.25	5.61	4.48	3.12	1.65

注) 乖離率=支所等の実数/交付税算定支所等数



人口密度200人/km²以上の団体においても1.6倍の乖離がある（標準団体の2カ所に対し、平均3.2カ所の支所等が実際に配置されている）ほか、人口密度が低くなるに従って乖離率が大きくなっており、同一人口規模の団体間で人口密度が低いほど、支所等の配置数が多くなっていることがわかる。

③意見

以上の分析から、支所等経費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・平成の合併後の市町村における支所等の役割に着目し、その維持管理に要する需要を「包括算定経費（人口）」から「地域振興費」に移行すること。
- ・支所等の実配置数が、単位費用で積算されている配置数を上回っていることから、標準団体の支所等数を増やし、単位費用を拡充すること。
- ・同一人口規模の団体間で、人口密度が低くなるに従い、支所等の配置数が多くなることから、人口密度による密度補正を導入すること。

(b) 徴税費（給与費）に係る密度補正の拡充

- － 平成の合併により増加した支所等の現状を踏まえた徴税費（給与費）への密度補正の拡充

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

標準団体における徴税費の算定は次のとおりとなっており、うち給与費に係る一般財源額は、145,428千円である。

	一般財源額	算定職員数
給与費	145,428千円	35人
その他	80,897千円	
計	226,325千円	

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$145,428 \text{千円} \times \frac{\text{世帯数}}{39,000 \text{世帯}} \times \text{段階補正係数} \times \text{密度補正係数} \times \text{普通態容補正係数} \times \text{経常態容補正係数}$$

また、各市町村毎の算定職員数の計算方法も、同様である。

b. 決算額

決算額については、決算統計の第二款「総務費」第二項「徴税費」の額に、決算統計上は第二款「総務費」第一項「総務管理費」に一括計上されている一方、交付税算定においては各費目の給与費に含まれている退職手当の額を加算した。

c. 過少算定額

本県市町村における徴税費（給与費）の過少算定額は、次のとおりである。

単位: 世帯、人/km²、千円、人

市町村名	世帯数	人口密度	支所等数	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b	実職員数	算定職員 数
秋田市	131,213	357	4	481,380	378,317	103,063	123	110
能代市	23,138	139	8	158,804	103,316	55,488	29	25
横手市	31,669	142	16	268,761	132,088	136,673	47	32
大館市	28,406	86	11	251,720	144,065	107,655	41	36
男鹿市	11,945	134	8	71,368	57,849	13,519	16	14
湯沢市	17,329	64	3	117,959	100,815	17,144	21	25
鹿角市	12,087	49	5	57,683	75,911	-18,228	15	19
由利本荘市	28,564	71	17	231,345	151,581	79,764	48	38

潟上市	11,951	352	4	53,854	52,670	1,184	13	13
大仙市	28,381	102	7	323,086	136,051	187,035	60	34
北秋田市	13,666	32	5	161,860	88,271	73,589	27	22
にかほ市	9,110	115	2	107,186	58,377	48,809	14	13
仙北市	10,274	27	6	112,380	76,440	35,940	19	19
小坂町	2,596	30	2	26,051	33,543	-7,492	4	6
上小阿仁村	1,086	11	0	8,092	19,580	-11,488	2	3
藤里町	1,415	14	0	16,464	23,629	-7,165	3	4
三種町	6,358	76	2	57,467	53,666	3,801	11	11
八峰町	2,984	35	0	46,164	33,544	12,620	7	7
五城目町	3,891	49	0	50,121	40,586	9,535	8	8
八郎潟町	2,298	390	0	21,768	20,975	793	4	4
井川町	1,615	115	0	19,315	20,424	-1,109	3	3
大潟村	784	19	0	8,342	11,435	-3,093	2	3
美郷町	6,325	129	2	58,415	45,980	12,435	11	9
羽後町	5,078	73	0	61,947	47,293	14,654	11	9
東成瀬村	875	14	0	3,205	12,469	-9,264	1	3
計	393,038	94	102	2,774,737	1,918,875	855,862	540	472

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

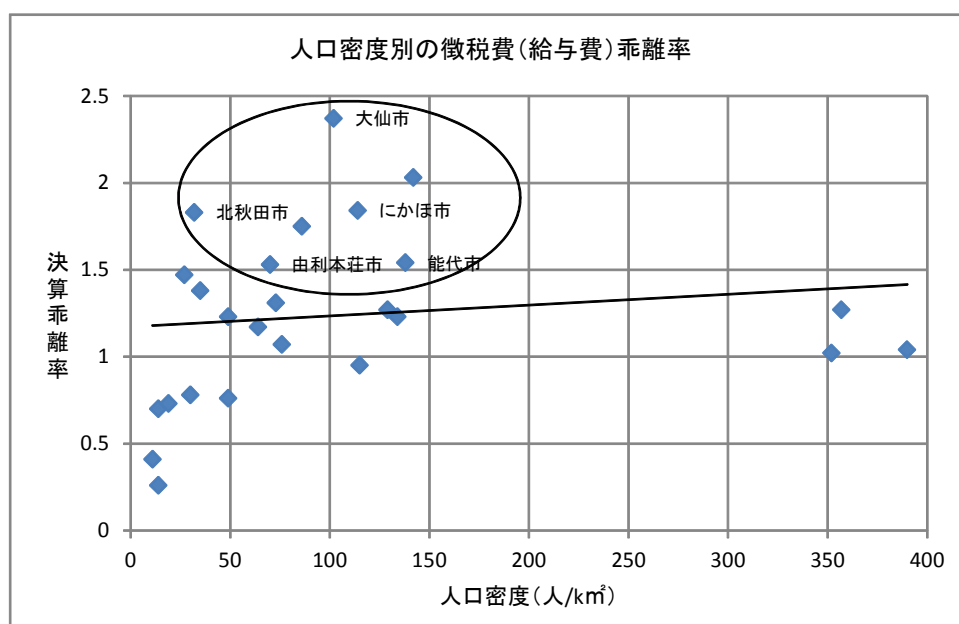
例えば、8市町が合併し、本庁舎のほか7支所、10出張所を抱える由利本荘市における徴税事務の執行体制は、次のようになっている。

		職員数	業務内容	
			賦課	徴収
本庁	税務課	22	賦課全般、税証明	
	収納課	11		収納(滞納整理(旧本荘市内))、 税証明
支所	矢島総合支所	2	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	岩城総合支所	2	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	由利総合支所	1	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	大内総合支所	3	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	東由利総合支所	2	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	西目総合支所	3	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
	鳥海総合支所	2	家屋評価	収納(滞納整理)、税証明
出張所(10カ所)		-(注)		収納(窓口)、税証明
計		48		

注) 出張所には、徴税事務の専任職員は配置されていない。

賦課業務は各支所管内の家屋評価業務を除いて、基本的に本庁に集約されているが、滞納整理を含む徴収業務については、各支所に専任職員を配置して行っており、市全体では48名の税務職員を配置している。これに対して交付税では、38人が算定されているのみであり、算定職員数を大きく上回る実職員が配置されている。

県内市町村の給与費の決算乖離率（決算額／交付税算定額）を、各市町村の人口密度別に図示すると、次のとおりである。



特に人口密度150人/km²未満の団体のうち、決算乖離率が1.5を超える乖離の大きい団体が7団体あるが、このうちの5団体（能代市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市）では、支所に税務職員が配置されている。

交付税における徴税费の算定では、人口密度の低い団体に対する密度補正が既に行われている。しかしながら、特に合併団体など行政面積が広大な団体においては、本庁のほか、本庁舎が設置されていない合併前の行政区域単位で配置している支所や、さらには出張所でも税務事務が行われている。

このため、特に支所等を設置している団体において、徴税费（給与費）が過少算定となっている状況が見られるが、広大な行政面積を抱える本県市町村の収納率の確保のためには、現在の職員配置を維持する必要がある。

b. 全国の状況に基づく検討

全国の市町村の徴税費に係る給与費については、定員管理調査のデータにより、職員数レベルでの算定状況を分析することができる。

各市町村の実税務職員数を、交付税算定職員数で除して職員数乖離率（1を上回る場合、交付税が過少算定となる）を算出し、世帯数別・人口密度別に区分して、平均値を算出した結果は次のとおりである。

各世帯数段階別の人口密度と税務職員数乖離率との関係

世帯区分 \ 人口密度	50人/km ²	50~100人	100~150人	150~200人	200人/km ²	平均(世帯数別)
	未満	/km ² 未満	/km ² 未満	/km ² 未満	以上	
~3千人	1.04	1.18	1.30	1.56	1.50	1.15
3~12千人	1.07	1.19	1.45	1.45	1.40	1.32
12~39千人	1.11	1.14	1.31	1.41	1.25	1.25
39~112千人		0.80	1.54	1.42	1.11	1.13
112~334千人					0.94	0.94
平均(密度別)	1.05	1.18	1.38	1.45	1.17	1.23

特に、人口密度が200人/km²を下回る団体において、職員数乖離率が比較的大きくなり、実職員数と算定職員数に乖離が見られ、本県の決算乖離と同様の傾向を示している。

③意見

以上の分析から、徴税費（給与費）について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・平成の合併後の市町村における支所等の役割に着目し、支所に配置されている税務職員に係る需要を適切に算定するよう、人口密度の低い団体に対する密度補正率を改善すること。

(2) 常備消防給与費に係る密度補正の導入

— 市町村合併進展後の現状を踏まえた常備消防給与費の適切な算定 —

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

標準団体における消防費の算定は次のとおりとなっている。

	一般財源額	行政規模	算定職員数
常備消防給与費	888,632千円	消防本部：1	128人
その他	234,268千円	消防署：1	
計	1,122,900千円	出張所：2	

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$888,632\text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000\text{人}} \times \text{段階補正係数} \times \text{普通態容補正係数}$$

注) 密度補正は常備消防給与費を補正対象にしていないので、乗じていない。

b. 決算額

決算額については、決算統計の第九款「消防費」の人件費額に、決算統計上は第二款「総務費」第一項「総務管理費」に一括計上されている一方、交付税算定においては各費目の給与費に含まれている退職手当の額を加算した。

また、一部事務組合により消防事務が行われている場合、上記のとおり算出した一部事務組合の決算額を、構成団体の負担金割合で按分して、各団体の決算額とした。

c. 過少算定額

本県市町村における常備消防給与費の過少算定額は、次のとおりである。

単位：人、km²、人/km²、千円

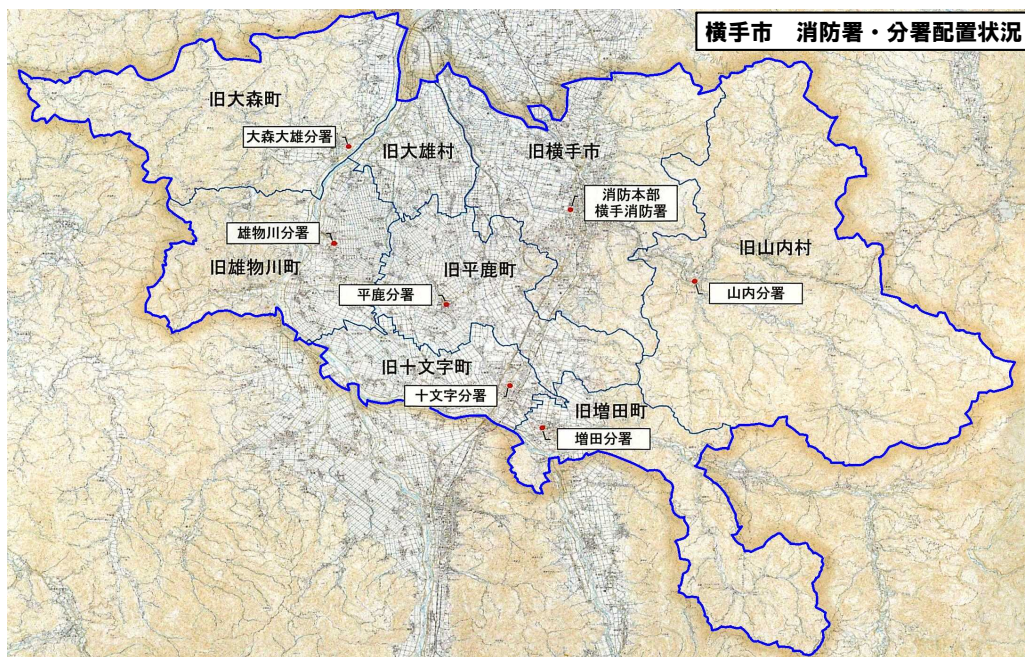
市町村名	人口	面積	人口密度	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b
秋田市	323,363	906	357	2,811,727	2,931,776	-120,049
能代市	59,095	427	139	936,228	557,475	378,753
横手市	98,379	693	142	1,250,435	875,437	374,998
大館市	78,951	914	86	916,843	718,538	198,305
男鹿市	32,319	241	134	665,940	340,872	325,068
湯沢市	50,863	791	64	905,966	490,828	415,138
鹿角市	34,479	707	49	542,011	358,228	183,783
由利本荘市	85,230	1,209	71	1,433,048	769,218	663,830
潟上市	34,443	98	352	617,345	358,228	259,117

大仙市	88,299	867	102	1,246,780	794,211	452,569
北秋田市	36,397	1,153	32	588,380	374,195	214,185
にかほ市	27,545	241	115	450,228	298,523	151,705
仙北市	29,572	1,094	27	485,985	317,962	168,023
小坂町	6,053	202	30	138,789	78,449	60,340
上小阿仁村	2,747	257	11	123,626	38,877	84,749
藤里町	3,837	282	14	115,653	54,151	61,502
三種町	18,879	248	76	386,076	213,132	172,944
八峰町	8,225	234	35	203,200	101,359	101,841
五城目町	10,517	215	49	192,502	125,657	66,845
八郎潟町	6,624	17	390	118,690	84,697	33,993
井川町	5,495	48	115	112,625	72,201	40,424
大瀧村	3,218	170	19	110,030	45,126	64,904
美郷町	21,679	168	129	328,201	241,596	86,605
羽後町	16,794	231	73	242,853	191,610	51,243
東成瀬村	2,875	204	14	88,170	40,266	47,904
計	1,085,878	11,614	94	15,011,331	10,472,612	4,538,719

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

例えば、8市町村が合併した横手市の消防本部では1署6分署の体制となっているが、これに対して、交付税算定においては、本署1署、出張所2カ所が算定されているのみである。



県内の各消防本部の現状は、次のようになっている。

単位：人、km²

	消防本部名	構成市町村名	管轄人口	管轄面積	構成旧市町村数	署所数	職員数	
							基準数	実人員
1	鹿角広域行政組合消防本部	鹿角市 小坂町	40,527	909	2	3	122	88
2	大館市消防本部	大館市	78,946	914	3	4	168	124
3	北秋田市消防本部	北秋田市 上小阿仁村	39,114	1,409	5	5	139	96
4	能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代市 藤里町 八峰町 三種町	90,028	1,191	8	9	315	216
5	五城目町消防本部	五城目町	10,516	215	1	1	50	26
6	湖東地区消防本部	八郎潟町 井川町 潟上市(旧昭和町・旧飯田川町)	25,641	121	4	3	73	64
7	男鹿地区消防本部	潟上市(旧天王町) 男鹿市 大潟村	56,429	452	4	7	168	148
8	秋田市消防本部	秋田市	323,600	906	3	14	560	400
9	由利本荘市消防本部	由利本荘市	85,229	1,209	8	8	271	191
10	にかほ市消防本部	にかほ市	27,544	241	3	1	88	63
11	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	仙北市 大仙市 美郷町	139,543	2,129	14	10	338	257
12	横手市消防本部	横手市	98,367	693	8	7	299	168
13	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	湯沢市 羽後町 東成瀬村	70,513	1,225	6	6	213	160
	13消防本部計		1,085,997	11,614	69	78	2,804	2,001

注)構成旧市町村数は、平成の合併前の市町村数。

職員数の実人員は、平成23年4月1日現在。

県内には78の消防署・消防分署・出張所が配置されているが、このうち平成の合併前の旧60町村については、51の本署・分署が設置されている。

これは、市街地の数のほか、地域の諸事情を勘案して署所を設置するものとする「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき、県内の各消防本部が、管轄面積が広く、集落が散在する地域の実情を踏まえて消防分署を設置していることによるものである。

この体制での、本県の消防における119番通報から現場到着までの平均時間は8.1分であるが、これは全国平均(8.2分)と同水準である。また、県内の消防分署では、救急搬送先となる病院が市の中心部にしかないため、搬送に要する時間が極めて長く(大曲仙北広域消防本部協和分署：47分、

由利本荘市消防本部鳥海分署：65分等)、分署の集約には無理がある。

一方で、各分署の多くは消防車1台及び救急車1台の最低限の体制となっているほか、県内の消防職員数(2,001人)は、「消防力の整備指針」に基づく基準数(2,804人)に比べ、大幅に少なくなっている。

以上の点から、現在の県内の消防署・消防分署の配置や、消防職員数は、過大なものではない。

b. 全国の状況に基づく検討

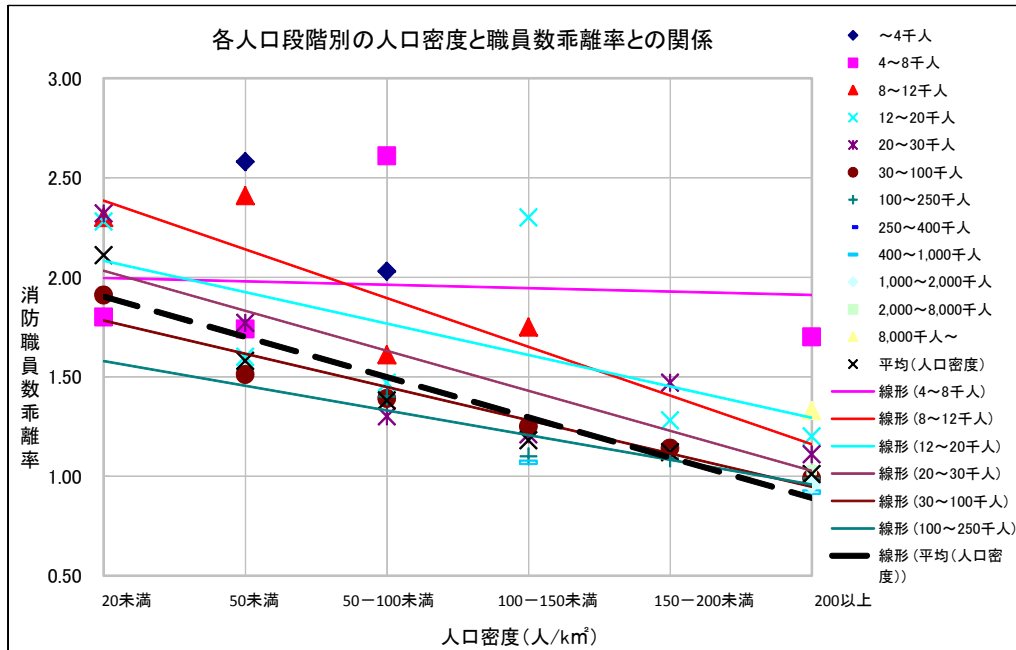
消防に係る決算統計データは、一部事務組合による広域処理が幅広く行われ、決算額が一括して負担金として計上されていることから、細かい分析は困難である。一方で、全国消防長会がまとめている「消防現勢」により、各消防本部毎の職員数と、交付税算定職員数との比較は可能である。

ただし、「消防現勢」のデータは消防本部毎のデータであるため、消防本部毎の人口により段階補正を乗じ、交付税算定職員数を算出した。

各消防本部の実職員数を、交付税算定職員数で除して職員数乖離率(1を上回る場合、交付税が過少算定となる)を算出し、人口段階・人口密度別に区分して、平均値を算出した結果は次のとおりである。

人口段階	人口密度					
	20人/km ² 未満	20~50人/km ² 未満	50~100人/km ² 未満	100~150人/km ² 未満	150~200人/km ² 未満	200人/km ² 以上
~4千人		2.58	2.03			
4~8千人	1.80	1.74	2.61			1.70
8~12千人	2.30	2.41	1.61	1.75		
12~20千人	2.28	1.60	1.47	2.30	1.28	1.20
20~30千人	2.32	1.77	1.30	1.21	1.47	1.11
30~100千人	1.91	1.51	1.39	1.25	1.14	0.99
100~250千人			1.40	1.10	1.09	0.99
250~400千人						0.96
400~1,000千人				1.07		0.92
1,000~2,000千人						0.96
2,000~8,000千人						1.03
8,000千人~						1.33
平均(密度別)	2.11	1.58	1.38	1.18	1.12	1.01

また、各人口段階毎の乖離率を、人口密度を横軸にとってグラフに示すと次のようになる。



人口密度200人/k㎡以上の団体では、ほぼ実職員数と交付税算定職員数が均衡しているが、人口密度が低下するに従って、実職員数の交付税算定職員数に対する乖離が大きくなっている。

③意見

以上の分析から、消防費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・ 現在、主に非常備消防についてのみ補正が行われている密度補正Ⅰについて、常備消防職員給与費についても補正対象とし、密度補正の水準を改善すること。

(3) 公民館に係る算定経費の拡充

－ 地域コミュニティの機能維持に果たす公民館の
新しい役割に着目した単位費用及び密度補正の拡充 －

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

公民館費の標準団体における算定額は、第四款「その他の教育費」中（細目）2 社会教育費（細節）(2) 社会教育施設費のうち、その他の教育費の密度補正 I の対象経費とされている以下の経費とした。

区分	細目・細節	社会教育施設費	
		公民館費	図書館費
行政規模		本館：1 館 地区館：7 館	図書館：1 館
報酬	1,410 千円	1,410 千円	0 千円
給与費	108,380 千円	52,160 千円	56,220 千円
事業費	50,731 千円	30,503 千円	20,228 千円
計	160,521 千円	84,073 千円	76,448 千円

また、公民館費については、人口密度による密度補正 I が乗じられているが、これは公民館費のみを対象としていることから、各市町村の交付税額算定にあたっては、密度補正 I による増加需要額を加算した。

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$84,073 \text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000 \text{人}} \times \text{段階補正係数} + \text{密度補正 I による増加需要額}$$

各市町村毎の公民館数の計算方法も同様である。

b. 決算額

決算額については、公共施設状況調査において公民館として計上されている施設について、各施設毎の決算額（人件費・光熱水費等）を調査した。その際、公民館が他の公共施設と併設されている場合、併設施設と経費を按分（業務割合・建物面積等による）し、計上した。

なお、コミュニティセンター等の名称で、社会教育施設の位置づけを持たない施設については対象としていない。

c. 過少算定額

本県市町村における公民館費の過少算定額は、次のとおりである。

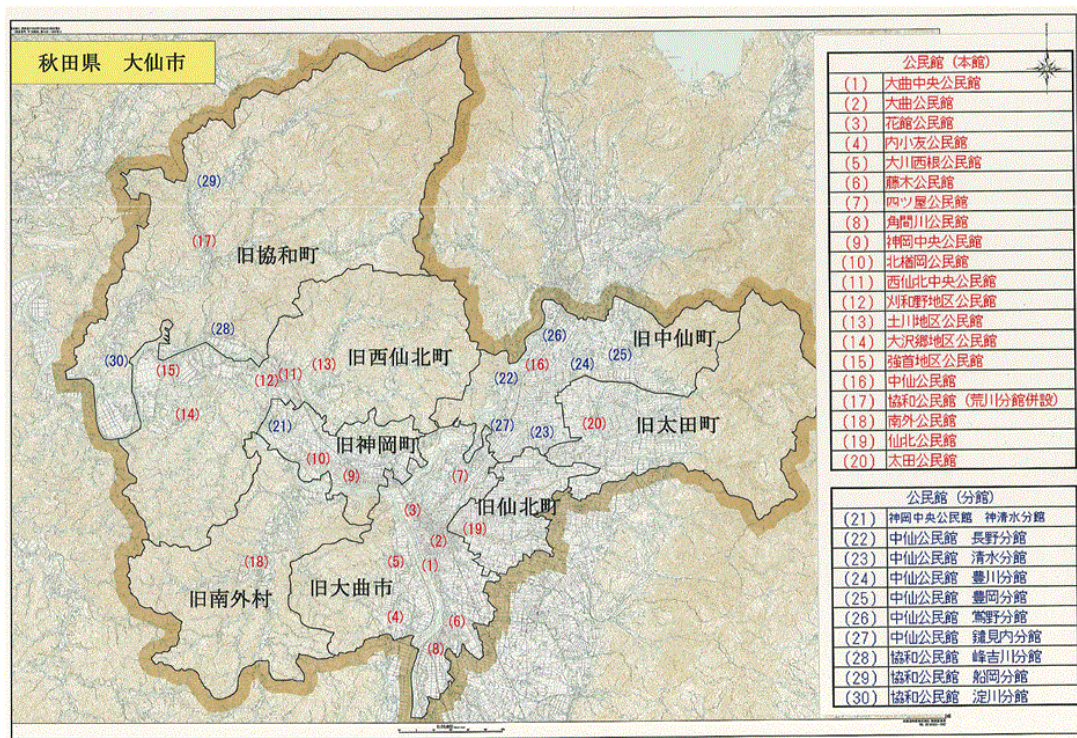
単位:人、人/km²、千円

市町村名	人口	人口密度	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b	公民館数	
						実施数	算定数
秋田市	323,363	357	186,901	214,383	-27,482	4	20.4
能代市	59,095	139	141,732	62,819	78,913	18	6.0
横手市	98,379	142	197,593	93,159	104,434	36	8.9
大館市	78,951	86	160,250	104,215	56,035	30	9.9
男鹿市	32,319	134	67,052	42,176	24,876	11	4.0
湯沢市	50,863	64	256,944	87,501	169,443	14	8.3
鹿角市	34,479	49	86,166	74,379	11,787	7	7.1
由利本荘市	85,230	71	254,530	124,285	130,245	16	11.8
潟上市	34,443	352	82,047	37,788	44,259	55	3.6
大仙市	88,299	102	291,128	100,475	190,653	30	9.6
北秋田市	36,397	32	123,809	94,524	29,285	12	9.0
にかほ市	27,545	115	96,001	40,638	55,363	3	3.9
仙北市	29,572	27	74,141	87,120	-12,979	5	8.3
小坂町	6,053	30	57,792	23,839	33,953	3	2.3
上小阿仁村	2,747	11	6,077	15,903	-9,826	3	1.5
藤里町	3,837	14	9,774	21,301	-11,527	1	2.0
三種町	18,879	76	46,153	38,721	7,432	7	3.7
八峰町	8,225	35	38,172	28,533	9,639	2	2.7
五城目町	10,517	49	22,502	29,406	-6,904	7	2.8
八郎潟町	6,624	390	19,665	10,334	9,331	1	1.0
井川町	5,495	115	29,055	11,345	17,710	27	1.1
大潟村	3,218	19	25,784	16,227	9,557	1	1.5
美郷町	21,679	129	67,772	31,608	36,164	5	3.0
羽後町	16,794	73	77,769	36,015	41,754	10	3.4
東成瀬村	2,875	14	7,831	15,898	-8,067	1	1.5
計	1,085,878	94	2,426,640	1,442,592	984,048	309	137.3

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

例えば、8市町村が合併した大仙市では、次のとおり、公民館が30館（本館20館、分館10館）配置されているが、交付税では9.6館分しか算定されていない。



県内に公民館は本館168、分館141、計309館あるが、公民館は、文部科学省の通知（『「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いについて』（文社施第54号昭和35年2月4日各都道府県教育委員会あて文部省社会教育局長通達）によって、「公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば、市にあつては中学校の通学区域、町村にあつては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。」とされていたこともあり、小学校区（本県においては、昭和の合併前の町村の区域とほぼ一致する。）単位に設置されている場合が多い。

現地調査でも、小学校区単位に設置された公民館が、当該単位の地域コミュニティ活動の拠点として機能していることが確認された。

このため、県内に配置されている公民館は、集落が散在する農村地域の地域コミュニティ機能の維持に重要な役割を果たしており、地域になくてはならない施設である。

なお、一小学校区に多数の公民館分館が配置されていて、公民館分館が町内会館と機能的に重なっている場合もあるが、こうした施設の維持管理費はほとんど生じていないため、決算額にはほとんど影響を与えていない。

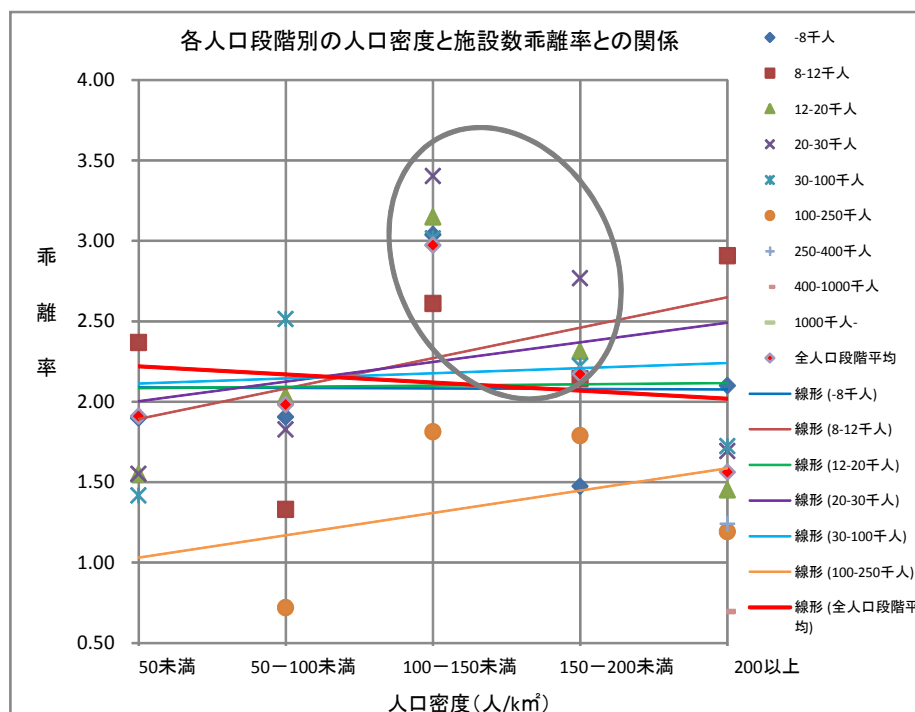
b. 全国の状況に基づく検討

公民館については、決算額の全国データはないものの、公共施設状況調査により、施設数については市町村毎に把握することができる。その施設数を交付税算定数で除して施設数乖離率（1を上回る場合、交付税が過少算定となる）を算出し、人口段階・人口密度別に区分し、平均値を算出した結果は次のとおりである。

各人口段階別の人口密度と施設数乖離率との関係

人口段階	人口密度				
	50人/km ² 未満	50~100人/km ² 未満	100~150人/km ² 未満	150~200人/km ² 未満	200人/km ² 以上
-8千人	1.90	1.91	3.04	1.47	2.10
8-12千人	2.37	1.33	2.61	2.14	2.91
12-20千人	1.55	2.04	3.15	2.31	1.45
20-30千人	1.55	1.83	3.40	2.77	1.69
30-100千人	1.42	2.51	3.01	2.22	1.72
100-250千人		0.72	1.81	1.79	1.19
250-400千人					1.24
400-1000千人					0.69
1000千人-					0.44
平均（密度別）	1.91	1.98	2.97	2.17	1.56

また、各人口段階毎の乖離率を、人口密度を横軸にとってグラフに示すと、次のようになる。



人口密度200人/km²以上の団体において、標準団体で現在算定されている8館に対し1.5倍程度の乖離があるほか、人口密度が低い団体で乖離が大

きくなっており、特に人口密度100～150人/km²の団体においては、乖離が3倍程度となっている。

③意見

以上の分析から、社会教育費のうち公民館費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・平成の合併による標準団体の面積拡大を踏まえた、標準団体の公民館数の拡充
- ・公共施設状況調査を踏まえた、人口密度の低い団体に対する密度補正Ⅰの拡充、特に人口密度100人～150人の団体での乖離の是正

(4) 体育施設に係る算定経費の拡充

－ 地域コミュニティの機能維持に果たす社会体育
施設の役割に着目した単位費用及び密度補正の拡充 －

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

体育施設費については、平成23年度算定において、その内訳が明らかでないことから、社会体育施設費とそれ以外の保健体育費の区分が明らかな最後の年度である平成14年度における社会体育施設費と保健体育費の各算定額を基に、平成23年度算定における保健体育費（社会体育施設費を含む）を社会体育施設費と保健体育費に按分した、次の額を算定額とした。

単位：千円

細目・細節 区分	平成14年度			平成23年度		
	保健体育費(社会体育施設費を含む)			保健体育費(社会体育施設費を含む)		
		社会体育施設費	保健体育費		社会体育施設費	保健体育費
行政規模		施設数：4			施設数：4	
給与費	62,500	20,000	42,500	44,060	14,099	29,961
報酬	803	0	803	725	0	725
需用費等	43,843	10,399	33,444	31,923	7,572	24,351
委託料	60,153	60,153	0	51,239	51,239	0
負担金、補助・交付金	200	0	200	200	0	200
歳出計	167,499	90,552	76,947	128,147	72,910	55,237
歳入(使用料手数料)	27,607	27,607	0	27,607	27,607	0
差引一般財源	139,892	62,945	76,947	100,540	45,303	55,237

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$45,303 \text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000 \text{人}} \times \text{段階補正係数}$$

各市町村毎の算定施設数の計算方法も同様である。

b. 決算額

決算額（人件費、光熱水費、委託費等）については、公共施設状況調査で調査対象としている、体育館・陸上競技場・野球場・プールに限定して調査した。

c. 過少算定額

県内市町村における体育施設費の過少算定額は、次のとおりである。

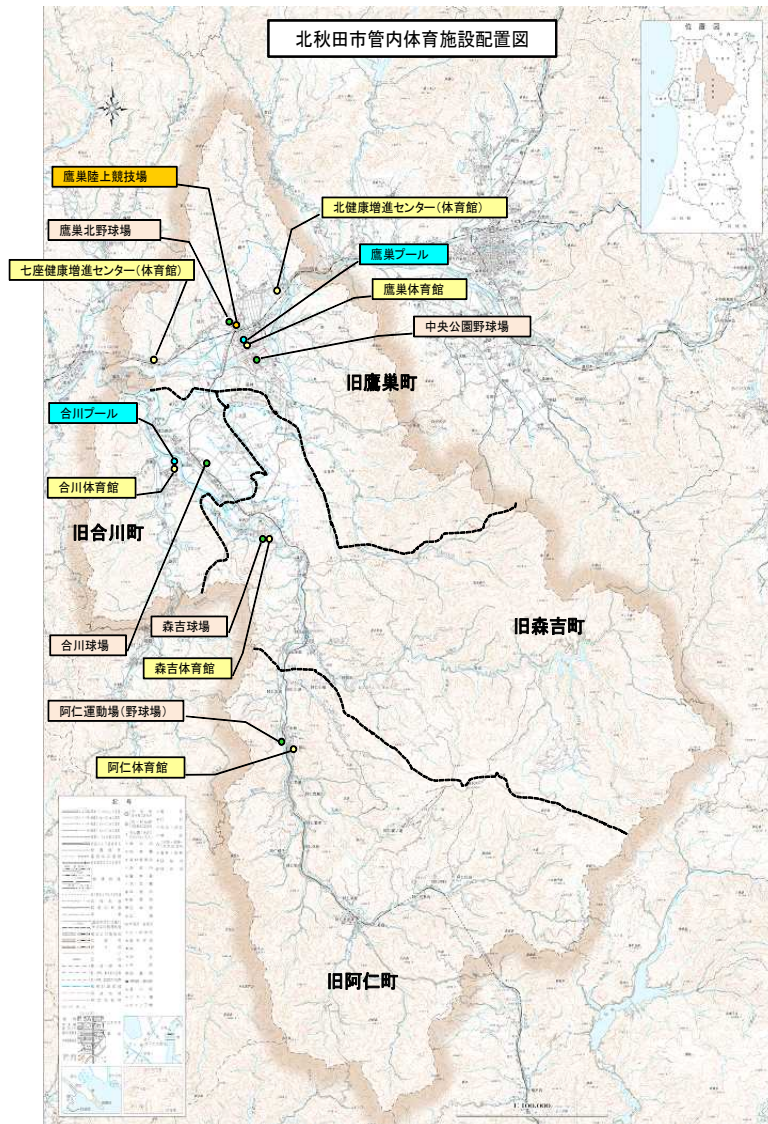
単位:人、km²、人/km²、千円

市町村名	人口	人口密度	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b	体育施設数	
						実施数	算定施設数
秋田市	323,363	357	357,136	115,730	241,406	18	10.2
能代市	59,095	139	118,596	29,717	88,879	15	2.8
横手市	98,379	142	213,388	44,569	168,819	26	3.9
大館市	78,951	86	163,548	37,198	126,350	25	3.3
男鹿市	32,319	134	74,399	19,619	54,780	13	1.7
湯沢市	50,863	64	73,453	26,499	46,954	20	2.3
鹿角市	34,479	49	113,685	20,306	93,379	15	1.8
由利本荘市	85,230	71	155,689	39,770	115,919	41	3.5
潟上市	34,443	352	72,552	20,285	52,267	16	1.8
大仙市	88,299	102	96,093	40,802	55,291	30	3.6
北秋田市	36,397	32	116,072	21,105	94,967	14	1.9
にかほ市	27,545	115	56,042	17,345	38,697	6	1.5
仙北市	29,572	27	20,180	18,488	1,692	15	1.6
小坂町	6,053	30	15,509	5,210	10,299	5	0.5
上小阿仁村	2,747	11	7,027	3,111	3,916	2	0.3
藤里町	3,837	14	7,370	3,807	3,563	4	0.3
三種町	18,879	76	31,611	12,829	18,782	5	1.1
八峰町	8,225	35	4,905	6,595	-1,690	5	0.6
五城目町	10,517	49	25,079	8,052	17,027	4	0.7
八郎潟町	6,624	390	27,158	5,582	21,576	3	0.5
井川町	5,495	115	14,285	4,854	9,431	2	0.4
大潟村	3,218	19	43,517	3,411	40,106	3	0.3
美郷町	21,679	129	92,274	14,339	77,935	10	1.3
羽後町	16,794	73	13,778	11,640	2,138	5	1.0
東成瀬村	2,875	14	1,614	3,191	-1,577	3	0.3
計	1,085,878	94	1,914,960	534,054	1,380,906	305	47.2

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

例えば、4町が合併した北秋田市では、次のとおり、体育施設が14施設（体育館6施設、陸上競技場1施設、野球場5施設、プール2施設）配置されているが、交付税では1.9施設分しか算定されていない。



公共施設状況調査によれば、県内市町村が設置している社会体育施設は、体育館144施設、陸上競技場22施設、野球場93施設、プール46施設、計305施設である。

野球場と体育館の施設数が多くなっているが、野球場については、アマチュア野球の盛んな土地柄を背景として、各地域に配置されているものである。

また、体育館については、各地域の文化祭や運動会、各種イベントに利用されているほか、過疎化に伴う学校統合により廃校となった小中学校の体育館を、市町村立体育館として存続させ、それぞれの地域住民の利用に供しているものもあり、施設数が多くなっている。

b. 全国の状況に基づく検討

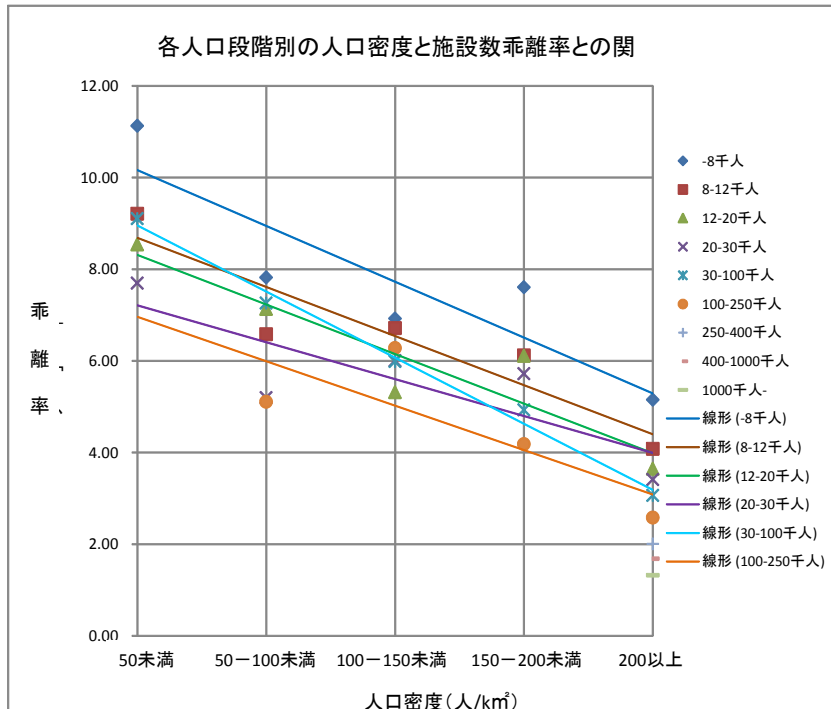
体育施設については、決算額の全国データはないものの、公共施設状況調

査により、施設数については市町村毎に把握することができる。その施設数を交付税算定数で除して施設数乖離率（1を上回る場合、交付税が過少算定となる）を算出し、人口段階・人口密度段階別に区分して、平均値を算出した結果は次のとおりである。

各人口段階別の人口密度と施設数乖離率との関係

人口規模 \ 人口密度	50人/km ²	50~100	100~150	150~200	200人/km ²
	未満	人/km ² 未満	人/km ² 未満	人/km ² 未満	以上
~8千人	11.11	7.82	6.92	7.61	5.15
8~12千人	9.21	6.58	6.71	6.12	4.08
12~20千人	8.54	7.13	5.31	6.11	3.64
20~30千人	7.69	5.19	6.00	5.72	3.41
30~100千人	9.10	7.36	5.99	4.93	3.06
100~250千人		5.11	6.28	4.18	2.58
250~400千人					2.00
400~1,000千人					1.68
1,000千人~					1.32
平均(密度別)	10.47	7.00	6.18	5.64	3.05

また、各人口段階の乖離率を人口密度を横軸にとってグラフに示すと、次のようになる。



人口密度200人/km²以上の団体でも標準団体においても、標準団体で算定されている4施設に対し、3倍程度の乖離があるほか、人口密度が低くな

るに従って、乖離率が大きくなっている。

これは、平成の合併を経て、集落が散在する広大な農村地域を包含することとなった現在の市町村の姿と、現在の交付税算定が、十分適合していないことを表すものである。

③意見

以上の分析から、社会教育費のうち、社会体育施設経費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・平成の合併による標準団体の面積拡大を踏まえた、標準団体の社会体育施設数の拡充
- ・現在、公民館数のみを算定しているその他の教育費に係る密度補正Ⅰに、公共施設状況調査での社会体育施設数の現状を踏まえ、人口密度が低い団体の社会体育施設のかかり増し経費を加算

(5) 清掃費

(a) ごみ収集経費に係る密度補正の拡充

- － 集落が散在する広大な農村地域を包含する
市町村のごみ収集経費の適切な算定

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

ごみ収集経費については、平成23年度算定において、その内訳が明らかでないことから、第五款「清掃費」のうち、(細目)1 清掃費(細節)(1) ごみ処理費のうち「委託料」及び(細目)2 分別収集・廃棄物減量化対策費のうち「委託料」について、算定経費の内訳が詳細に明示されていた最後の年度である平成12年度における、収集に係る委託料とその他の委託料の比率により按分した次の額を算定額とした。

平成12年度算定				平成23年度算定			
細節	区分	積算内訳	金額	細節	区分	積算内訳	金額
ごみ 処理費	委託料	ごみ収集	80,443 (a)	ごみ 収集費	委託料	ごみ収集	140,081 (h=f*a/b)
		焼却残渣	16,709			焼却残渣	29,097
		健康診断	184			健康診断	320
		計	97,336 (b)			計	169,498 (f)
分別 収集費	委託料	ごみ収集	7,104 (c)	分別 収集費	委託料	ごみ収集	46,339 (i=g*c/d)
		健康診断	28			健康診断	183
		計	7,132 (d)			計	46,522 (g)
ごみ・分別委託料計			87,547 (e=a+c)	ごみ・分別収集委託料計			186,420 (j=h+i)

注) 平成12年度から平成23年度までの間に、収集経費については直営から委託化が進んでいるものとして算定されているほか、分別収集費の委託料には現在、容器処理経費が含まれているが、それらの内訳が不明なので、単純に12年度の内訳で按分している。

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$186,420 \text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000 \text{人}} \times (\text{普通態容補正係数} + \text{経常態容補正係数} + \text{密度補正係数})$$

※密度補正係数は、観光地の財政需要を反映

b. 決算額

決算額については、平成24年10月に秋田県市町村課で県内全市町村を対象に調査した結果を用いた。

なお、県内市町村の生活系ごみ収集は、その全てが委託により実施されており、直営で行っている市町村はないほか、ほぼ全ての市町村が週2回の収

集ステーションでの回収方式を用いており、収集方法による差異はない。

c. 過少算定額

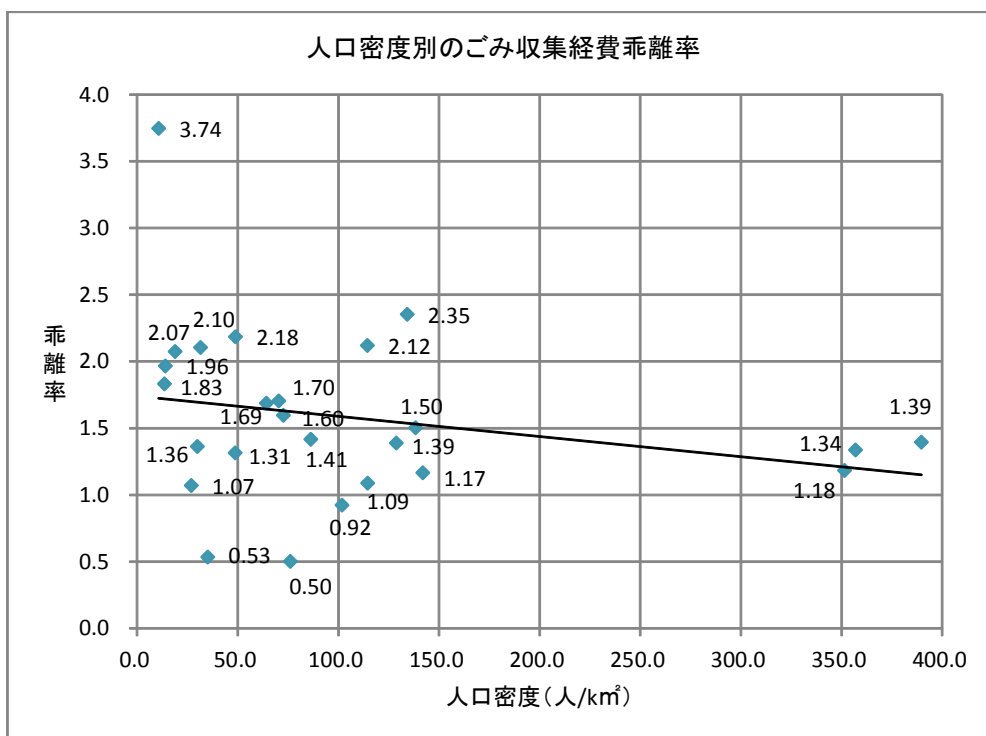
県内各市町村におけるごみ収集経費の過少算定額は、次のとおりである。

単位：人、km²、人/km²、千円

市町村名	人口	面積	人口密度	決算額 a	交付税額 b	過少算定額 c=a-b	乖離率 d=a/b
秋田市	323,363	906	357	960,322	718,553	241,769	1.34
能代市	59,095	426	139	166,176	110,606	55,570	1.50
横手市	98,379	693	142	219,684	188,533	31,151	1.17
大館市	78,951	914	86	208,674	147,475	61,199	1.41
男鹿市	32,319	241	134	147,059	62,538	84,521	2.35
湯沢市	50,863	791	64	162,484	96,336	66,148	1.69
鹿角市	34,479	707	49	88,310	67,168	21,142	1.31
由利本荘市	85,230	1,209	71	276,740	162,540	114,200	1.70
潟上市	34,443	98	352	77,698	65,750	11,948	1.18
大仙市	88,299	867	102	154,812	167,734	-12,922	0.92
北秋田市	36,397	1,153	32	143,156	68,055	75,101	2.10
にかほ市	27,545	241	115	109,326	51,606	57,720	2.12
仙北市	29,572	1,094	27	64,662	60,421	4,241	1.07
小坂町	6,053	202	30	16,058	11,792	4,266	1.36
上小阿仁村	2,747	257	11	19,269	5,146	14,123	3.74
藤里町	3,837	282	14	14,093	7,696	6,397	1.83
三種町	18,879	248	76	18,560	37,129	-18,569	0.50
八峰町	8,225	234	35	8,600	16,131	-7,531	0.53
五城目町	10,517	215	49	43,470	19,900	23,570	2.18
八郎潟町	6,624	17	390	17,328	12,423	4,905	1.39
井川町	5,495	48	115	11,160	10,264	896	1.09
大潟村	3,218	170	19	15,889	7,660	8,229	2.07
美郷町	21,679	168	129	56,375	40,616	15,759	1.39
羽後町	16,794	231	73	50,866	31,871	18,995	1.60
東成瀬村	2,875	204	14	11,284	5,745	5,539	1.96
計	1,085,878	11,614	94	3,062,055	2,173,688	888,367	1.41

②現状分析

県内市町村のごみ収集経費の決算乖離率（決算額／交付税算定額）を、各市町村の人口密度別に図示すると、次のとおりである。



人口密度が低くなるほど乖離が大きくなっているが、これは、ごみ収集経費に係る交付税算定が人口比例であるのに対し、現実には、人口密度が低いほど人口一人あたりの経費が増高していることを示している。

また、平成23年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）によれば、県内のごみ処理体制の現状は次のとおりとなっている。

単位：人、km²、t/日

ごみ処理主体	構成市町村名	人口	面積	焼却場数	処理能力	供用開始年
鹿角広域行政組合	鹿角市	40,527	909	1	60	2002
	小坂町					
大館市	大館市	78,946	914	1	90	2005
北秋田市	北秋田市	39,114	1,409	1	60	1990
	上小阿仁村					
能代山本広域市町村圏組合	能代市	90,028	1,191	1	144	1996
	藤里町					
	八峰町					
	三種町					
八郎湖周辺清掃事務組合	男鹿市	58,144	691	1	60	2008
	五城目町					
	八郎潟町					
	井川町					
	大潟村					
潟上市	潟上市	34,442	98	1	60	1984

秋田市	秋田市	323,600	906	2	600	84・02
由利本荘市	由利本荘市	85,229	1,209	2	117	94・99
にかほ市	にかほ市	27,544	241	1	42	1981
仙北市	仙北市	29,568	1,094	1	51	1998
大仙美郷環境事業組合	大仙市 美郷町	109,975	1,035	1	154	2003
横手市	横手市	98,367	693	3	180	83・91・92
湯沢雄勝広域市町村圏 組合	湯沢市 羽後町 東成瀬村	70,513	1,225	1	120	1992
13処理主体計		1,085,997	11,614	17	1,738	

県内市町村のうち、ごみ処理を単独で行っているのは6団体であり、残りの19団体は一部事務組合方式等により行っている。

一人一日あたりのごみ排出量は、秋田県全体で976gであるのに対し、全国平均は975gであり、本県のごみ処理量が特に過大であるわけではない。

また、全国的には、ごみ収集を直営で行っている団体も見られるところであるが、本県では、全市町村において収集事務が外部に委託されており、経費の節減が図られている。

③意見

以上の分析から、清掃費のうちごみ収集経費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・ごみ収集経費における人口密度の低い団体の経費逡増を算定するための、密度補正の導入

(b) し尿処理人口を指標とした新たな算定の導入

- 集落が散在する広大な農村地域を包含する
市町村のし尿処理費の適切な算定 —

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

し尿処理費については、清掃費のうち（細節）（2）し尿処理費に係る一般財源 83,646千円を比較対象とした。

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$83,646 \text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000 \text{人}} \times (\text{普通態容補正係数} + \text{経常態容補正係数} + \text{密度補正係数})$$

※密度補正係数は、観光地の財政需要を反映

b. 決算額

決算額については、平成23年度一般廃棄物処理実態調査によった。

c. 過少算定額

県内市町村におけるし尿処理費の過少算定額は、次のとおりである。

単位：人、千円

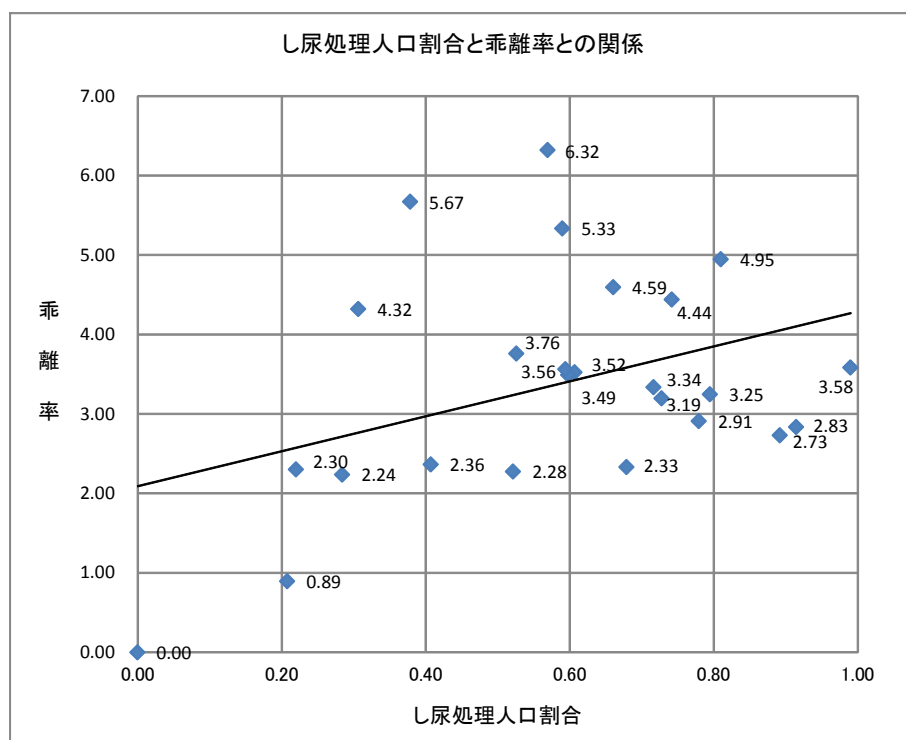
市町村名	人口 a	し尿処理人口 b	し尿処理 人口割合 c=b/a	決算額 d	交付税額 e	過少算定額 f=d-e	乖離率 g=d/e
秋田市	322,020	67,227	0.21	288,022	322,412	-34,390	0.89
能代市	59,716	43,850	0.73	220,302	49,628	170,674	4.44
横手市	99,951	70,504	0.71	282,238	84,594	197,644	3.34
大館市	79,673	52,150	0.65	303,969	66,171	237,798	4.59
男鹿市	32,356	18,400	0.57	177,366	28,061	149,305	6.32
湯沢市	51,745	40,433	0.78	140,296	43,226	97,070	3.25
鹿角市	34,953	20,340	0.58	160,779	30,138	130,641	5.33
由利本荘市	85,385	50,984	0.60	254,501	72,931	181,570	3.49
潟上市	34,731	10,559	0.30	127,460	29,502	97,958	4.32
大仙市	89,917	68,827	0.77	219,069	75,262	143,807	2.91
北秋田市	36,669	26,485	0.72	97,556	30,536	67,020	3.19
にかほ市	27,839	14,486	0.52	87,052	23,155	63,897	3.76
仙北市	29,790	23,957	0.80	134,118	27,110	107,008	4.95
小坂町	6,053	3,157	0.52	12,038	5,291	6,747	2.28
上小阿仁村	2,802	1,865	0.67	5,385	2,309	3,076	2.33
藤里町	3,912	1,562	0.40	8,159	3,453	4,706	2.36

三種町	19,304	11,214	0.58	59,367	16,660	42,707	3.56
八峰町	8,457	4,993	0.59	25,500	7,238	18,262	3.52
五城目町	10,899	3,983	0.37	50,628	8,929	41,699	5.67
八郎潟町	6,692	1,883	0.28	12,466	5,574	6,892	2.24
井川町	5,512	1,209	0.22	10,595	4,606	5,989	2.30
大潟村	3,380	0	0.00	0	3,437	-3,437	0.00
美郷町	21,969	19,831	0.90	51,644	18,224	33,420	2.83
羽後町	17,165	14,977	0.87	39,034	14,300	24,734	2.73
東成瀬村	2,846	2,846	1.00	9,239	2,578	6,661	3.58
計	1,093,736	575,722	0.53	2,776,783	975,327	1,801,456	2.85

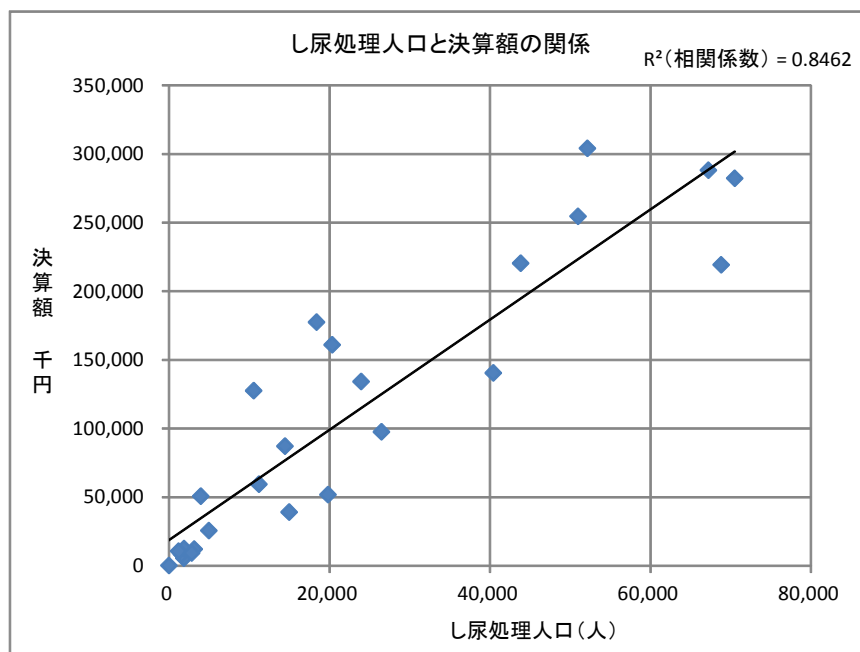
②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

県内市町村のし尿処理費の決算乖離率（決算額／交付税算定額）を、各市町村のし尿処理人口割合（し尿処理人口／市町村人口）別に図示すると、次のとおりである。



し尿処理人口割合が高くなるほど乖離が大きくなっている。これは、し尿処理費にかかる交付税算定が、公共下水道処理も含めた市町村人口をベースに行われているのに対し、し尿処理費はし尿処理人口に比例しているからである（下図参照）。



このような中で、本県では6団体（5団体は合併団体）・8一部事務組合により、し尿処理が行われており、広域処理による効率化が図られている。

本県には、集落が散在する広大な農村地域を包含する団体が多く、これらの団体のこうした地理的条件を勘案すると、公共下水道整備が進んでいったとしても、本県には相当数のし尿処理施設が残るものと考えられる。

一方で、平成23年度一般廃棄物処理実態調査によれば、下表のとおり、本県のし尿処理人口割合は全国の29%に対し、52.7%と高くなっているほか、処理経費の高くみ取りし尿処理の人口割合は全国の約4倍と非常に高くなっている。

	し尿処理人口割合		
		くみ取り処理	浄化槽処理
秋田県(H23)	52.7%	28.1%	24.6%
全国(H23)	29.0%	7.3%	21.7%

本県市町村それぞれのし尿処理人口割合を見てみると、0%の団体（大潟村）から100%の団体（東成瀬村）まであり、市町村によって極めてばらつきが大きくなっているが、これは、各団体の地理的条件によるものである。し尿処理人口割合の大きい団体は、農山村地域の団体であり、公共下水道整備の計画自体がない団体も見受けられる。

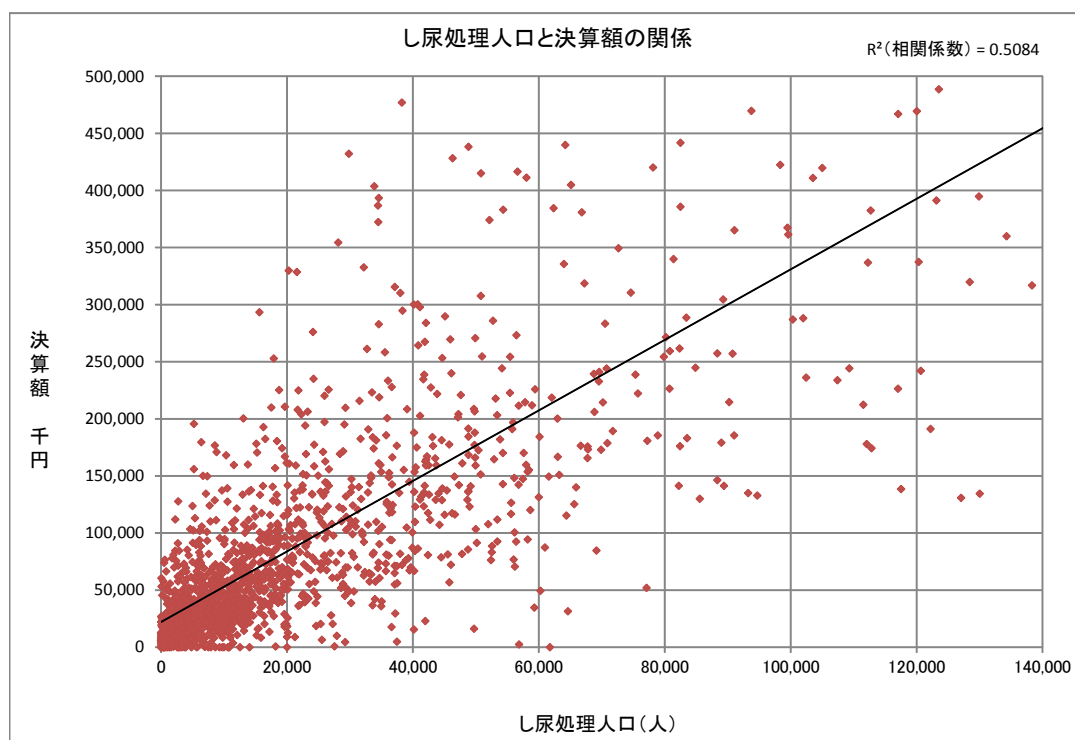
例えば、農山村地域をその市域に包含している大館市における下水処理の現状と下水道整備計画を見ると、次のとおりとなっており、し尿処理人口割合を将来的には20%とすることを目標としているが、平成30年において

も43.5%と高い水準にとどまることが見込まれている。

	現状(H24.3.31)			平成30年目標			将来計画		
	処理区	対象人口	構成割合	処理区	対象人口	構成割合	処理区	対象人口	構成割合
公共下水道	1	35,729	45.3%	1	46,400	56.5%	2	65,700	80.0%
し尿処理	12	43,120	54.7%	13	35,700	43.5%	19	16,400	20.0%
農業集落排水	12	7,809	9.9%	13	9,200	11.2%	19	11,800	14.4%
合併処理浄化槽		14,494	18.4%		9,900	12.1%		4,600	5.6%
くみ取り処理		20,817	26.4%		16,600	20.2%		0	0.0%
計	13	78,849	100.0%	14	82,100	100.0%	21	82,100	100.0%

b. 全国の状況に基づく検討

平成23年度一般廃棄物処理実態調査により、全国の各市町村のし尿処理人口と、し尿処理に係る決算額の関係は次のとおりとなっており、本県同様、し尿処理に係る決算額が、し尿処理人口に比例していることが認められる。



③意見

以上の分析から、し尿処理費について、次のような算定が行われることが
適当である。

- ・し尿処理人口を指標とした、新たなし尿処理費の需要額算定方法の導入
- ・都市化の度合いに応じたごみ処理経費の増を反映させる、普通態容補正
の、し尿処理費への適用廃止

(6) 特別障害者手当等費の算定方法の見直し

－ 農村部の在宅介護の現状に応じた適切な算定 －

① 交付税の算定状況

a. 交付税算定額

特別障害者手当等の交付税算定額は、(細目) 障害者福祉費 (細節) (2) 特別障害者手当等費のうち、特別障害者手当等給付費に係る一般財源所要額 9,346千円である。

各市町村毎の算定額計算方法は、以下のとおり。

$$9,346\text{千円} \times \frac{\text{人口}}{100,000\text{人}} \times \text{段階補正係数} \times \text{普通態容補正係数}$$

b. 決算額

決算額については、秋田県が厚生労働省に報告した平成23年度特別障害者手当給付費国庫負担金精算書によった。

c. 過少算定額

本県市町村における特別障害者手当等費の過少算定額は次のとおりである。

単位: 人、千円

市町村名	人口	手当額 a	国庫負担金 b	決算額 c=a-b	交付税額 d	過少算定額 e=a-d
秋田市	323,363	122,321	91,741	30,580	32,388	-1,808
能代市	59,095	25,962	19,472	6,490	5,650	840
横手市	98,379	83,531	62,648	20,883	9,158	11,725
大館市	78,951	29,319	21,989	7,330	7,423	-93
男鹿市	32,319	11,885	8,913	2,972	3,258	-286
湯沢市	50,863	48,689	36,517	12,172	4,915	7,257
鹿角市	34,479	10,504	7,878	2,626	3,450	-824
由利本荘市	85,230	45,453	34,157	11,296	7,982	3,314
潟上市	34,443	27,577	20,682	6,895	3,447	3,448
大仙市	88,299	90,227	67,670	22,557	8,253	14,304
北秋田市	36,397	11,382	8,536	2,846	3,622	-776
にかほ市	27,545	7,839	5,879	1,960	2,831	-871
仙北市	29,572	26,120	19,590	6,530	3,011	3,519
市分計	978,935	540,809	405,672	135,137	95,388	39,749
町村分	106,943	101,645	76,233	25,412	7,655	17,757
計	1,085,878	642,454	481,905	160,549	103,043	57,506

注) 町村分の数値は、県分の数値である。

②現状分析

a. 本県の状況に基づく検討

例えば、平成23年10月末現在の仙北市の特別障害者手当等の受給者は91人であり、人口十万人あたり308人の水準であるが、全国平均は人口十万人あたり150人である。これに対し、交付税算定では、人口あたり受給者数の多寡に係る補正は行われていないため、過少算定が生じている。

特別障害者手当等は、当該特別障害者等が施設に入所している場合には支給されないことから、こうした特別障害者等を在宅で介護している場合に支給されるが、在宅介護は都市部よりも農村部においてより浸透している。これは、農村部の住宅の状況や家族構成による影響が考えられる。

一方で、特別障害者手当等費は、市の人口のみによって算定されていることから、在宅介護が浸透している農村部を多く抱える市では、交付額算定額に比べ、決算での支出額が上回り、決算乖離が大きくなっている。

逆に、在宅介護が浸透していない都市部の市では、実支出額に比べ、交付税算定額が過大になっているものと推測され、是正を要する。

b. 全国の状況に基づく検討

本県の平成23年10月末現在の人口十万人あたり特別障害者手当等受給者数（「福祉行政報告例」（厚生労働省））は220人であり、44都道府県（岩手・宮城・福島県を除く）中6番目に多いが、上位5県と下位5県を示すと次のとおりとなっており、都市部に比べ地方の県の方が、人口あたり受給者数は多く、最大で3倍近い格差が認められる。

順位	都道府県名	人口	受給者数	人口十万人あたり受給者数
1	島根県	712 千人	2,176 人	306 人
2	新潟県	2,362 千人	6,437 人	273 人
3	青森県	1,363 千人	3,445 人	253 人
4	沖縄県	1,401 千人	3,181 人	227 人
5	鳥取県	585 千人	1,314 人	225 人
6	秋田県	1,075 千人	2,367 人	220 人

40	栃木県	2,000 千人	2,137 人	107 人
41	埼玉県	7,207 千人	7,744 人	107 人
42	茨城県	2,958 千人	3,086 人	104 人
43	群馬県	2,001 千人	2,091 人	104 人
44	神奈川県	9,058 千人	9,448 人	104 人
	計	122,166 千人	183,043 人	150 人

③意見

以上の分析から、社会福祉費のうち特別障害者手当等費について、次のような算定が行われることが適当である。

- ・特別障害者手当等の実受給者数による密度補正の追加

Ⅲ. 資料

1. 秋田県「普通交付税の算定方法に関する研究会」の概要

(1) 設置趣旨

- ・普通交付税の合併算定替の段階的縮減開始を前に、標準団体に比べ行政面積が広大な本県市町村の財政需要が適切に算定されているか、検討することを目的。
- ・秋田県から県内全市町村に、研究会設置を呼びかけ。
- ・県内市町村の全てが趣旨に賛同し、全市町村財政担当課と秋田県市町村課により研究会を構成。
- ・平成25年3月に設置し、交付税の算定方法に係る改正意見提出を目標に活動。
- ・費目担当は以下のとおり。

費目	担当市
支所等経費	由利本荘市
消防費	横手市
公民館費	大仙市
体育施設費	北秋田市、能代市
清掃費	大館市
特別障害者手当等費	仙北市

(2) 活動状況

① 研究会

- 第1回 平成25年3月26日 市町村課からの問題提起、費目担当決定
- 第2回 平成25年5月1日 各費目に係る問題提起
- 第3回 平成25年5月29日 県内市町村の決算乖離報告
- 第4回 平成25年7月10日 改正意見骨子案検討
- 第5回 平成25年8月9日 改正意見(案)、報告書骨子案検討
- 第6回 平成25年9月10日 改正意見(案)、報告書(案)検討
- 第7回 平成25年9月25日 改正意見(案)、報告書(案)検討

② 現地調査

- 第1回 平成25年5月28日 由利本荘市 上川大内出張所、他
- 第2回 平成25年6月14日 北秋田市 合川総合窓口センター、他
- 第3回 平成25年6月28日 大仙市 協和支所、他
- 第4回 平成25年7月26日 横手市 大森地域局、他
- 第5回 平成25年8月29日 由利本荘市 鳥海総合支所、他

2. 普通交付税の合併算定替の状況

県内の合併15団体の、平成25年度普通交付税算定における、合併算定替による普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の増加額は、以下のとおりである。

単位:百万円

	合併算定替による 普通交付税等額 a	一本算定による 普通交付税等額 b	差引増加額 c=a-b	増加割合 d=c/b	段階的縮減 開始年度
秋田市	28,708	26,518	2,190	8.3%	H27
能代市	8,737	7,918	819	10.3%	H28
横手市	22,345	17,367	4,978	28.7%	H28
大館市	13,242	11,730	1,512	12.9%	H28
男鹿市	6,810	6,170	639	10.4%	H27
湯沢市	12,427	10,307	2,120	20.6%	H27
由利本荘市	21,795	16,703	5,092	30.5%	H27
潟上市	6,639	5,254	1,384	26.3%	H27
大仙市	21,557	16,433	5,123	31.2%	H27
北秋田市	11,467	9,168	2,299	25.1%	H27
にかほ市	6,034	4,743	1,291	27.2%	H28
仙北市	9,663	8,211	1,451	17.7%	H28
三種町	5,582	4,361	1,221	28.0%	H28
八峰町	3,597	3,027	570	18.8%	H28
美郷町	6,390	5,101	1,289	25.3%	H27
計	184,991	153,011	31,980	20.9%	

3. 昭和の合併前の行政区域単位での公共施設配置状況

支所・公共施設の配置状況

市町村名	旧市町村	昭和合併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設											
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計							
鹿角市	鹿角市	花輪町	10,705	39	鹿角市	花輪	鹿角消防署	花輪第一	花輪	花輪市民センター	3	1	1		5							
		柴平村	4,380	78		花輪第二		花輪北、平元														
		尾去沢町	3,055	28		尾去沢		尾去沢	尾去沢市民センター	1			1	2								
		宮川村	3,125	156		八幡平		八幡平	八幡平市民センター	3	1				4							
		曙村	1,707	101												谷内地区市民センター						
		錦木村	2,417	22		十和田		十和田分署	十和田	末広	十和田	錦木地区市民センター	1					1				
		毛馬内町	4,092	20								十和田市民センター	1	1			1	3				
		七滝村(一部)	430	24															0			
		大湯町	4,562	240				大湯	大湯、草木			大湯地区市民センター	1					1				
		計	1	8		34,473		707	0	5	2	5	9	7	10	3	1	2	16			
小坂町	小坂町	七滝村	1,445	86	小坂町	七滝 十和田	小坂分署	小坂	小坂	七滝												
6,054人 202km ²	6,054人 202km ²	小坂町	4,609	116						小坂、川上	1	2	1	1	5							
計	1	2	6,054	202	0	2	1	1	1	3	1	2	1	1	5							
大館市	比内町	扇田町	4,433	5	大館市	比内	比内分署	比内	扇田	比内	比内	1				1						
		西館村	3,069	59					西館	西館分館・八木橋分館				1	1							
		東館村	2,720	52					東館	東館分館・味噌内分館・三岳分館					0							
		大葛村	706	89					大葛	大葛分館					0							
	大館市	十二所町	3,902	68				大館市	十二所 上川沿	大館消防署	成章	成章	十二所	1		1		2				
		上川沿村	2,801	28								上川沿	上川沿					0				
		大館町	29,134	13								城西、城南	中央	3	2	1	2	8				
		長木村	4,551	131								桂城、有浦	長木、雪沢分館	1				1				
		釈迦内村	7,406	23								長木、雪沢	長木、雪沢分館	1				1				
		花岡町	3,022	23								釈迦内	釈迦内	1				2				
		矢立村	1,990	59								花岡	花岡	1			1	2				
		三井田村	2,394	27								矢立	矢立				1	1				
	大館市	真中村	1,466	14				大館市	二井田 真中 下川沿	(比内分署)	南	南	二井田、龍西分館	1		1		2				
		下川沿村	5,563	14								真中	真中					0				
		田代町	早口町	3,221								162	田代	田代分署	田代	下川沿	川口	下川沿				0
		山瀬村	3,989	143								早口				早口	田代・分館5館	3			1	4
計	3	16	80,367	911	2	9	4	10	18	30	14	2	3	6	25							
北秋田市	鷹巣町	綴子村	4,281	67	北秋田市	北秋田市消防署	鷹巣	綴子	鷹巣	鷹巣	1		1	1	3							
		七座村	760	23				鷹巣西	七座	1				1								
		坊沢村	1,616	15				坊沢	坊沢					0								
		鷹巣町	6,516	5				鷹巣	中央	1	1			2								
		栄村	1,635	39				鷹巣東	栄					0								
		沢口村	2,899	38				中央	沢口				1	1								
	北秋田市	森吉町	米内沢町	4,220			46	北秋田市	森吉分署	森吉	鷹巣南	鷹巣南	7日市				0					
		前田村	2,447	296			米内沢				米内沢	1			1	2						
		前田	前田	前田											0							
	北秋田市	阿仁町	阿仁合町	2,001			99	北秋田市	阿仁分署	阿仁	阿仁合	阿仁合	阿仁	1			1	2				
		阿仁町	大阿仁村	1,468			273				大阿仁	大阿仁					0					
		合川町	上大野村	2,497			24				合川	合川分署	合川	合川東	合川駅前				1	1		
合川町		下大野村	2,237	20	合川北	合川											0					
合川町		落合村	1,032	23	合川	合川	1							1			2					
合川町		下小阿仁村	1,274	46													0					
計	4	15	36,387	1,151	3	2	4	5	13	13	6	2	1	5	14							
上小阿仁村	上小阿仁村	上小阿仁村	2,727	257	上小阿仁村	上小阿仁分署	上小阿仁	上小阿仁	中茂	八木沢	1	0	0	1	2							
2,727人 257km ²	2,727人 257km ²	上小阿仁村	2,727	257					上小阿仁村													
計	1	1	2,727	257	0	0	1	1	1	3	1	0	0	1	2							

市町村名	旧市町村	昭和合併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設												
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計								
藤里町 3,848人 282km ²	藤里町 3,848人 282km ²	藤琴村	2,213	141			藤里分署	藤里	藤里	藤琴	3				4								
		粕毛村	1,562	141							1	1			2								
計	1	2	3,775	282	0	0	1	1	1	1	4	1	0	1	6								
八峰町 8,220人 234km ²	八森町 4,015人 113km ²	八森村	3,123	65			八峰消防署	八森	八森	八森	1				1								
		岩館村	882	64																			
		峰浜村	1,643	94																			
		滝川村	1,643	94																			
8,220人 234km ²	4,205人 122km ²	沢目村	2,548	19				峰浜	滝川	峰浜	1				1	2							
		沢目村	2,548	19					沢目														
計	2	4	8,196	242	0	0	1	2	3	2	2	0	0	2	4								
能代市 59,084人 427km ²	能代市 48,599人 245km ²	常盤村	1,791	63	二ツ井庁舎	二ツ井消防署	常盤	(向能代)	常盤	常盤	向能代、中央、東部、扇瀬												
		能代市	41,332	70								向能代扇瀬	向能代出張所	東雲、第一、第二、能代東	向能代、林瀬、竹生、淨城西、淨城南、第四、第五	4	2	1	7	14			
		浅内村	3,728	33								南	能代南	浅内	南部					1	1		
		鶴形村	740	18								鶴形	(東能代)	(能代東)	鶴形							0	
	檜山町	1,111	60	檜山									崇徳	檜山							0		
	富根村	1,456	20	富根																	0		
	種梅村	1,056	46																		0		
	響村	2,058	81																		0		
	二ツ井町 10,485人 181km ²	二ツ井村	4,553	4															1			1	2
	59,084人 427km ²	10,485人 181km ²	荷上場村	1,017								10							1				1
			七座村(一部)	15								15											0
計	2	10	58,842	420	1	7	5	7	12	18	6	2	1	9	18								
三種町 18,876人 248km ²	八竜町 6,429人 39km ²	浜口村	3,146	20	山本	三種消防署	八竜	八竜	浜口	湖北	浜口地区 八竜 鶴川地区	1			1	2							
		鶴川村	3,360	19									1			1							
	山本町 7,119人 98km ²	森岳村	3,113	19											森岳	山本	1				1	2	
	18,876人 248km ²	5,328人 111km ²	金岡村	2,657								35				金岡	金岡地区					0	
			下岩川村	1,283								44				下岩川	下岩川地区					0	
	18,876人 248km ²	5,328人 111km ²	琴丘町	4,656								48			上岩川分署	琴丘	琴丘	琴丘	1			1	2
上岩川村			603	63											0								
計	3	7	18,818	248	2	0	2	3	6	7	3	1	0	3	7								

市町村名	旧市町村	昭和合併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設														
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計										
大潟村 3,218人 170km ²	大潟村 3,218人 170km ²						大潟分署	大潟	大潟	大潟	1	1	0	1	3										
計	1						1	1	1	1	1	1	0	1	3										
八郎潟町 6,623人 17km ²	八郎潟町 6,623人 17km ²	一日市町	2,974	4			八郎潟分署	八郎潟	八郎潟	八郎潟	2	1	0	1	4										
		面潟村	3,649	13																					
計	1	2	6,623	17	0	0	1	1	1	1	2	1	0	1	4										
五城目町 10,516人 215km ²	五城目町 10,516人 215km ²	大川村	1,304	6			五城目消防署	五城目第一	五城目	大川地区 中央、馬川地区、 森山地区 馬場目地区 富津内地区 内川地区															
		五城目町	6,411	13								3	1		4										
		馬場目村	1,062	102																					
		富津内村	1,050	44																					
10,516人 215km ²	215km ²	内川村	726	45																					
		計	5	10,553	210	0	0	1	1	2	7	3	1	0	0	4									
井川町 5,493人 48km ²	井川村 5,493人 48km ²	下井河村	3,710	36			湖東消防署	井川	井川	井川・分館13館 分館13館	1			1	2										
		上井河村	1,783	12												1				1					
計	1	2	5,493	48	0	0	1	1	1	1	27	2			3										
潟上市 34,442人 98km ²	飯田川町 4,848人 16km ²	飯田川町	4,510	16	飯田川		昭和分署	羽城	飯田川	飯田川・分館4館	飯田川・分館24館 分館15館	2	1		1	4									
		昭和町	6,549	16	昭和																				
		8,677人 41km ²	豊川村	1,469	25																				
		天王町 20,917人 42km ²	天王村	21,914	42							天王	追分	天王分署 天王南分署	天王 天王南	天王、東湖 出戸、追分	天王・分館13館	4	1		3	8			
計	3	4	34,442	98	3	1	3	3	6	59	8	2	1	5	16										
男鹿市 32,294人 241km ²	男鹿市 25,806人 198km ²	船越町	6,252	7			船越	東分署	男鹿東	船越	船越		1			1									
		脇本村	4,541	23								脇本	脇本第一												
		船川港町	8,205	56								船川地区消防署	男鹿南	船川第一 船川南	男鹿市中央、船川港、船川北、楢	1	1	1	1	4					
		男鹿中村	1,391	30								男鹿中	北分署	男鹿北	北陽	戸賀 北浦	戸賀 北浦	戸賀 北浦							
		戸賀村	563	19								戸賀													
		32,294人 241km ²	6,488人 43km ²	北浦町								3,161	44	北浦											
				五里合村								1,777	20	五里合							1			1	
		32,294人 241km ²	6,488人 43km ²	潟西村								3,868	33	若美	若美分署	潟西	(男鹿東)	男鹿西	若美	若美	1			2	3
				私戸村								2,536	9												
計	2	9	32,294	241	1	7	4	4	9	11	4	2	1	5	12										

市町村名	旧市町村	昭和合併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設							
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計			
仙北市	角館町 12,928人 157km ²	角館町	6,661	6	角館庁舎		角館消防署	角館	角館	角館、角館東地区				1	1			
		中川村	1,734	36														
		雲沢村	2,965	44														
	田沢湖町 11,363人 672km ²	神代村	4,596	79	神代		田沢湖分署	神代	田沢湖						2			
		生保内村	5,840	210				生保内		生保内				2	4			
	西木村 5,277人 265km ²	田沢村	872	382	西木庁舎		西木分署	生保内	生保内	生保内						1		
		檜木内村	2,121	192					檜木内		檜木内地区	1					1	
		西明寺村	2,989	73					上檜木内		西明寺							
	計	3	9	29,568	1,094	2	4	3	5	7	5	7	1	3	5	15		
	大仙市	大曲市 35,575人 105km ²	大曲町	17,905	14			大曲消防署	大曲	大曲、大曲東	大曲中央、大曲	1	1				2	
花館村			7,367	11	花館					花館				1		1		
四ツ屋村			3,630	17	四ツ屋					四ツ屋							0	
内小友村			2,525	33	内小友					内小友						1	1	0
大川西根村			1,641	13	大川西根					大川西根								0
藤木村			2,016	9	藤木					藤木								0
仙北町 7,099人 30km ²		角間川村	2,171	8	仙北			仙北	角間川	仙北						0		
		横堀村	3,206	16					横堀		横堀	1				1	2	
神岡町 5,576人 35km ²		神宮寺町	4,366	24	神岡		西分署	平和	神岡	神岡中央、神清水分館	1	1			2	4		
		北榎岡村	1,225	11					北榎岡		北榎岡					1	1	
南外村 4,240人 99km ²		南榎岡村	2,266	49	南外			南外	南外	南外	1				1	2		
		外小友村	1,671	50														1
西仙北町 9,786人 168km ²		刈和野町	3,354	11	西仙北		西仙北分署	西仙北	西仙北	西仙北中央、刈和野	1			1	2			
		土川村	2,058	78					土川		土川						0	
		大沢郷村	1,961	60					大沢郷		大沢郷						0	
		強首村	1,897	19					強首		強首							0
協和町 8,358人 248km ²		荒川村	2,710	114	協和		協和分署	協和	協和	協和	1				1			
		淀川村	1,578	36					淀川分館		淀川分館	2				2		
		峰吉川村	1,181	24					峰吉川分館		峰吉川分館	1				1		
中仙町 10,660人 79km ²		船岡村	1,922	74	中仙		中仙分署	中仙	船岡分館	中仙、長野・鎌見・鶯野分館	2			1	3			
		長野町	4,793	28					清水		清水	1			2	3		
		清水村	2,011	11					豊成		豊成						0	
太田町 7,007人 103km ²		豊川村	1,664	9	太田		東分署	太田	豊川	太田東					1			
	豊岡村	1,979	31	豊岡					豊岡分館		1				1			
計	8	27	88,206	867	7		6	11	21	30	15	2	1	12	30			
	美郷町 21,674人 168km ²	千畑町 7,646人 88km ²	千屋村	4,742	68			(東分署)	千畑	千畑	北ふれあい館	1			1	2		
畑屋村			2,828	20	ふれあい館													
六郷町 6,524人 39km ²		六郷町	6,506	39	六郷		南分署	美郷	六郷	中央ふれあい館	2			1	3			
		飯詰村	2,513	13					仙南			仙南	美郷・南ふれあい館	2	1		1	4
仙南村 7,504人 42km ²		金沢西根村	2,754	13														
	金沢町(一部)	2,116	15															
計	3	5	21,459	168	0	2	1	1	3	5	5	1	0	3	9			

市町村名	旧市町村	昭和各併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設						
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計		
横手市	山内村 4,204人 206km ²	山内村	3,889	206	山内地域局		山内分署	山内	山内	山内、吉谷地・筏・南郷・三又分館	1			1	2		
	横手市 36,568人 110km ²	山内村(一部)	419	10	横手地域局	行政サービスコーナー	横手消防署	横手南	横手南、朝倉	横手中央、朝倉					0		
		横手町	24,848	38					横手南	横手南	1	1		1	3		
		栄村	2,519	19					横手南	横手南					0		
		旭村	4,368	13					横手南	横手南					0		
		境町村	1,861	9					横手北(一部横手町含む)	境町					0		
	平鹿町 13,483人 63km ²	黒川村	1,416	7	平鹿地域局	平鹿分署	平鹿	境町	境町					0			
		金沢村	2,284	14				黒川	黒川					0			
	十文字町 13,100人 38km ²	吉田村	3,266	17	平鹿地域局	平鹿分署	平鹿	吉田	吉田					0			
		浅舞町	6,062	18				浅舞	浅舞、蛭野・榊見内分館	2		1	1	4			
		醍醐村	4,150	28				醍醐	醍醐					0			
	増田町 8,211人 74km ²	十文字町	6,969	7	十文字地域局	十文字分署	十文字	十文字第一	十文字	2	1			3			
		三重村	2,701	9				十文字第二	三重	1		1	1	3			
	大森町 7,312人 102km ²	植田村	1,664	9	大森地域局	大森大雄分署	大森	植田	植田					0			
		睦合村	1,981	13				睦合	睦合					0			
		増田村	6,874	14				増田地域局	増田分署	増田	増田	増田、亀田	1			1	2
		川連町(一部)	392	4							西成瀬、狙半内					0	
		西成瀬村	570	56				大森町	大森	八沢木、前田	1				1	1	
	大雄村 5,292人 26km ²	八沢木村	2,258	68	大雄地域局	大雄分署	大雄	川西	川西					0			
		川西村	2,071	20				大森	1	2		1	4				
		大森村	2,452	10				田根森				1	1	1			
	雄物川町 10,197人 74km ²	田根森村	2,979	15	雄物川地域局	雄物川分署	雄物川北	阿気	大雄	1		1		2			
阿気村		2,031	10	雄物川北				館合、つきの木館					0				
計	館合村(一部)	193	1	雄物川地域局	雄物川分署	雄物川北	沼館村	沼館	1		1	1	3				
	館合村	1,221	7				南	里見、雄南のびる館					0				
	沼館村	4,010	26				福地	福地					0				
	里見村	2,034	10				福地	福地					0				
福地村	1,783	10	福地	福地					0								
明治村(一部)	950	21	福地	大沢					0								
計	8	25	98,367	693	8	8	7	7	22	36	12	4	4	8	28		

市町村名	旧市町村	昭和各併前	人口 (人)	面積 (km ²)	支所	出張所	消防	中学校	小学校	公民館	体育施設				
											体育館	プール	陸上競技場	野球場	計
湯沢市	湯沢市 30,388人 200km ²	弁天村	3,196	14	湯沢地域局	湯沢消防署	湯沢北	湯沢東	湯沢東					1	1
		幡野村	2,031	7				湯沢北	湯沢東					0	
		岩崎町	2,033	8				湯沢北	湯沢東					0	
		山田村	4,634	36				山田	山田					0	
		湯沢町	14,658	17				湯沢南	湯沢西	5	1			6	
		三関村	2,241	24				須川	三関	1				1	
	雄勝町 8,393人 306km ²	須川村	2,211	95	雄勝	雄勝分署	雄勝	須川	須川・高松					0	
		小野村	2,508	37				小野	小野				1	1	
		横堀町	1,688	11				横堀	雄勝	1			1	2	
	稲川町 9,426人 66km ²	秋ノ宮村	1,984	168	稲川	稲川分署	稲川	秋ノ宮	秋ノ宮		1			1	
		院内町	1,767	89				院内	院内					0	
駒形村		2,258	26	駒形				駒形					0		
皆瀬村 2,642人 219km ²	川連町	3,098	7	皆瀬	皆瀬分署	皆瀬	川連	福川	1				1		
	三梨村	2,213	18				三梨	三梨	1		1	1	3		
	稲庭町	1,720	18				稲庭	稲庭					0		
	皆瀬村	2,609	218				皆瀬	皆瀬	1	2		1	4		
計	4	16	50,849	794	3	0	4	7	14	14	10	4	1	5	20
羽後町 16,792人 231km ²	羽後町	西馬音内町	5,003	25	羽後地域局	羽後分署	羽後	西馬音内	中央、西馬音内、明通分館	1		1	1	3	
		新成村	1,918	13				羽後明成	新成						
		明治村	1,380	24				羽後明成	明治						
		元西村	1,614	49				元西	元西						
		三輪村	3,960	14				三輪	三輪			1	1	2	
	田代村	1,672	62	高瀬	田代				田代、上到米分館						
計	1	7	16,792	231	0	0	1	3	6	10	1		2	2	5
東成瀬村 2,872人 204km ²	東成瀬村	2,872	204	東成瀬地域局	東成瀬分署	東成瀬	東成瀬	東成瀬	東成瀬	1		1	1	3	
計	1	1	2,872	204	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	3
合計	69	227	1,083,530	11,440	41	61	78	118	226	316	155	45	20	96	316

注) 市町村の並び順は、地理的連続性による。

「昭和各併前」の市町村名は、昭和25年10月1日現在による。

人口・面積は、平成22年国勢調査によるが、昭和各併前の市町村毎の人口は、国勢調査の数値が不明の場合、住民基本台帳の数値等による。

昭和各併前の市町村毎の面積は、国勢調査による数値が不明の場合、昭和各併前の面積等による近似値である。

施設の名称、数は、平成25年4月1日現在のもの。

4. 現地調査の概要

(1) 大仙市協和地区 (平成25年6月28日調査)

大仙市協和地区は、8市町村合併により成立した大仙市のうち、旧協和町である。旧協和町の人口は8,358人、面積は248km²である(平成22年国勢調査)。昭和の合併前の旧村を含め、位置は以下のとおり。旧協和町は、雄物川の支流の淀川と、その支流である荒川に沿って集落が点在する地域であるが、旧峰吉川村は雄物川流域となっており、それぞれ河川流域が異なっている。



秋田県 大仙市



協和支所



①支所

大仙市は合併にあたり、地方自治法に基づく地域自治区を、合併前の8市町村それぞれに設置している。従って、旧協和町にも「協和地域自治区」が設置されている。各地域自治区の事務所である支所は、合併当時「総合支所」としていたが、合併から6年を経過した平成23年度から「支所」に改めた。これに伴い、組織も改編し、それまで4課体制であったものを、市民サービス課と農林建設課の2課体制

に改めるとともに、職員数も大幅に削減した。結果、合併当初66人の職員数だったものが、平成25年度には41人まで縮減しており、合併当初の三分の二以下の職員数となっている。

支所の業務は、対住民窓口業務の全てであり、滞納整理を含む税徴収業務、戸籍・住民票等の窓口サービス、農林業等の各種届出・申請受付業務を行っている。また、選挙の際は支所が地区唯一の期日前投票所となっている。従って、住民にとっては合併前と同様に、協和支所で行政サービスが完結する体制となっている。

また、地域自治区設置に対応して、「地域協議会」が設置されているが、地域協議会では、各支所に配分されている「地域枠予算」の審議も行い、地域課題にスピーディに対応できる体制が組まれている。

協和支所管内の民生委員は26名であるが、協和支所管内が民生委員協議会の区域とされているため、これら委員は毎月支所に集まり、市民サービス課や社会福祉協議会協和支所を含め、情報交換を行っており、民生委員の活動にとっても協和支所の存在は必須である。

冬期間の除排雪においては、市内の各地域によって降雪の状況が全く異なることから、支所において管内の降雪状況を判断し、24時間体制で除雪指示を出している。

協和地域は、雄物川及びその支流の淀川・荒川の流域に集落が点在しているが、これらの河川は、管内ではほぼ無堤防であることから、集中豪雨による河川氾濫がしばしばあり、そうした場合、支所が「現地対策本部」となって、被害状況の把握等にあたることになる。被害状況の把握には、河川流域に沿って、支所から4方向に別れて情報収集する必要があるため、災害対応において、支所の存在は必須である。

②消防分署

消防については、大仙市の他、仙北市・美郷町を含む「大曲仙北広域市町村圏組合」が担っているが、管轄する平成の合併前の14市町村に対し、2消防署・8消防分署を配置しており、協和支所管内にも、「協和分署」が置かれている。分署の体制は消防車1台、救急車1台、署員18名で、年間出動件数は443件である。出動のほとんどを占める救急における入電から到着までの平均時間は11.0分であり、消防本部全体の平均9.8分、秋田県平均と全国平均の8.1分に比べ、管轄面積が広いため、長くなっている状況にある。また、入電から病院収容までの平均時間も47.1分と、消防本部全体の平均36.4分、秋田県全体の平均34.5分より大幅に長くなっている。

③公民館・体育施設

協和支所管内には、自然集落を基礎とした住民自治組織である「町内会」が49ある。旧協和町は、昭和の合併前は四つの村からなっていたが、現在でもこの旧村単位でのまとまりが強く、旧村単位に「地域振興協議会」が組織され、町内会長等を含めた地域課題の検討の場となっている。これは、長らく旧村単位に小学校が4校あったことも背景にあるが、小学校は過疎化に伴い、平成20年度に1校に統合された。ただ、その後も、旧村単位に設置されている公民館（分館）を拠点として、地域的まとまりが維持されている。また、廃校となった小学校の体育館は、引き続き市立体育館として残されており、維持経費は少ないものの、公民館と共に、地域の集会や各種レクリエーションを含む体育活動の拠点として、旧村地域コミュニティの中心的な施設となっている。

協和公民館
船岡分館



船岡体育館
(旧船岡小学校)

(2) 横手市大森地区 (平成25年7月26日調査)

横手市大森地区は、8市町村合併により成立した横手市のうち、旧大森町である。旧大森町の人口は7,312人、面積は102km²である(平成22年国勢調査)。昭和の合併前の旧村を含め、位置は以下のとおり。旧大森町は、横手盆地を貫流する雄物川左岸の、旧大森村・旧川西村と、北隣の大仙市で雄物川に合流する檜岡川の上流域にあたる旧八沢木村の、主に3つの旧村(昭和の合併前)から構成されている。



大森地域局

①支所

横手市は合併にあたり、旧合併特例法に基づく「地域自治区」を設置したが、設置期限の平成21年度末で地域自治区は廃止した。これに伴い、地域局は地域自治区の事務所から、支所に位置づけを変えたものである。位置づけの変更に伴い、組織体制も変更し、課数はそれまでの4課から3課に削減した。職員数も合併当初の55人から、現在では30人と、おおよそ半減している。

地域自治区としての位置づけが廃止されるとともに「地域協議会」も廃止されたが、改めて審議機関としての「地域づくり協議会」が設置されている。

地域局は、対住民窓口業務の全てを担っているほか、各地域局の裁量による「地域づくり予算」を持

ち、管内の各地域で行われている各種イベント等のソフト事業や道路補修等のハード事業といった、地域に根ざした事業を行っている。また、選挙の際は地域局が地区唯一の期日前投票所となっている。これによって、住民にとっては、実質的に合併による行政サービスの低下がないようにしている。

大森地域局管内には、自然集落を基礎とする住民自治組織の「町内会」が46あるが、これに対し、民生委員は27名任命されている。民生委員協議会の区域は大森地域局管内とされており、民生委員は月1回、地域局の保健センターで協議会を行っている。

また、大森地域局では、民生委員と地域局職員による一人暮らし高齢者への共同訪問を実施しており、地域局全体で約200世帯ある一人暮らし高齢者世帯について、最低でも年1回行っているほか、民生委員単独でほぼ毎日のように訪問している高齢者世帯もある。このように、民生委員の活動は地域局と一体となって行われており、地域局の存在は必須である。

冬期間の除排雪においては、市内の各地域によって降雪の状況が全く異なることから、地域局において管内の降雪状況を判断し、24時間体制で除雪指示を出している。

②消防分署

消防分署については、旧大森町と旧大雄村を管轄する「大森大雄分署」が、大森地域局に置かれているが、旧大雄村の面積が2.6km²と小さく、道路整備が進んだことから、平成12年に統合されたものである。大森大雄分署の体制は、消防車1台、救急車1台、署員16名、年間出動件数368件である。大森大雄分署の救急出動に係る入電から到着までの時間は9.1分と、横手市消防本部全体の8.2分を上回っている状況にある。一方、入電から病院収容までの平均時間は、34.6分と、消防本部平均（33.4分）や秋田県平均（34.5分）並みとなっている。

③公民館

旧大森町には、長らく4校の小学校（旧八沢木村に2校）があったが、この小学校区を単位として、「地区会議」が年3～4回開催されている。「地区会議」には、地区の住民の他、該当地区出身の市職員も参加し、地区のイベント（祭り）の協議や地域要望の検討を行っている。

旧大森町の4つの小学校は、過疎化に伴い、平成21年度に1校に統合されたが、旧小学校区毎に設置されている公民館が「地区会議」の拠点となっており、地域コミュニティの実体的拠点となっている。

このうち、前田公民館は旧保呂羽小学校を減築した上で活用されているものである。この公民館は、地区の児童生徒が小中学校に通うためのスクールバスの発着点となっているが、集落が散在しているため、児童生徒の中には自宅から公民館まで家族が自家用車で送迎をし、夕方は家族の迎えを公民館内で待つ者もいるなど、山村における公民館は、その存在自体によって、日常生活に必要な不可欠な極めて多様な役割も担っている。



前田公民館
(旧保呂羽小学校)

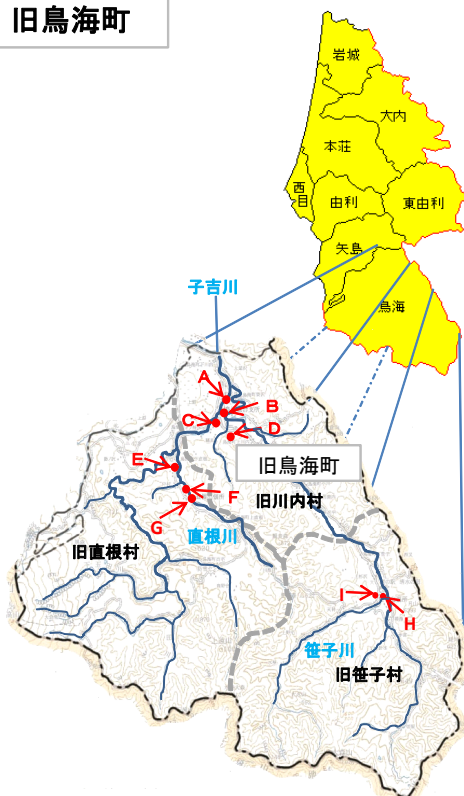
④体育施設

大森地域局管内の体育施設は、旧大森町中心部に集中的に整備されているが、この集中的な施設配置を背景として、大森地域を拠点とする統合型地域スポーツクラブが発足し、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

(3) 由利本荘市鳥海地区 (平成25年8月29日調査)

由利本荘市鳥海地区は、8市町合併により成立した由利本荘市のうち、旧鳥海町である。旧鳥海町の人口は5,416人、面積は32.3km²である(平成22年国勢調査)。昭和の合併前の旧村を含め、位置は以下のとおりである。旧鳥海町は、鳥海山の麓であり、子吉川水系の各支流が山間部を浸食してきた複数の谷と大規模な河岸段丘からなる3つの旧村(昭和の合併前)から構成されている。

旧鳥海町



凡 例	
A	鳥海総合支所
B	鳥海公民館「紫水館」
C	鳥海トレーニングセンター
D	鳥海球場
E	旧直根小
F	直根体育館
G	直根出張所兼公民館
H	笹子出張所兼公民館
I	鳥海分署



鳥海総合支所

①支所

由利本荘市は合併にあたり、地方自治法に基づく「地域自治区」を設置したが、合併から8年を経過した平成25年6月限りで廃止した。廃止に伴って「地域協議会」も廃止となったが、各地域毎の意見を聞く組織として「まちづくり協議会」が設置された。

地域自治区の廃止に伴っての総合支所の組織体制の変化はないが、総合支所の組織・人員は合併後、継続的に縮減に努めてきており、鳥海総合支所も合併当初の5課56人体制から、現在では4課30人体制と半減している。

総合支所では対住民窓口業務の全てを担っており、住民は総合支所まで来ることではほぼ全ての行政サービスを楽しむことができ、自動車でも1時間を要する本庁舎に向かう必要はほぼない。また、総合支所は一定の裁量予算を持ち、道路や公共施設の維持修繕への対応は支所限りで行えるようにしている。

冬期間の除排雪においては、市内の各地域によって降雪の状況が全く異なることから、総合支所において管内の降雪状況を判断し、24時間体制で除雪指示を出している。

総合支所の建物は2階建てであるが、支所は1階部分に集約され、2階は社会福祉協議会鳥海支所等の公共的団体に貸し出されている。

管内には自然集落を基礎とする住民自治組織の「町内会」が76あるが、その会長を市では「行政協力員」と位置づけ、年数回行政協力員会議を開催し、管内の事業説明や地域要望のとりまとめを行っている。

民生委員は管内で30名任命されているが、支所が民生委員協議会の区域とされていることから、毎月支所で協議会が開催され、民生委員の活動にとって、支所の存在は不可欠となっている。

②消防分署

由利本荘市消防本部は、合併前の旧町毎に7つの消防分署を配置しているが、鳥海分署は、支所のある川内地区ではなく、より上流の笹子地区に配置されている。管内が広大である一方、支所のある川内地区は隣接する旧矢島町に近いので、旧鳥海町の消防の管轄は、矢島消防署と鳥海分署に区分している。鳥海分署の体制は消防車1台、救急車1台、署員13名で、年間出動件数は100件と少ないが、1回の出動に係る平均活動時間（署を出発してから署に戻るまでの時間）は134分となっている。これは、本荘消防署の平均50分の3倍近くになっているが、主な搬送先となっている地域の中核的な病院までの搬送に1時間近くを要するためである。入電から病院収容までの平均時間も65.1分と、消防本部全体の平均（34.4分）の約2倍となっている。このため、鳥海分署の配置は、その出動件数が少ないにせよ、地域の安全安心になくってはならないものである。

③公民館

鳥海地域は、各集落単位に番楽や獅子舞の伝統が承継されている地域であるが、毎年夏に、各集落（講中）の獅子舞・番楽を一同に集めた「鳥海獅子まつり」が行われている。公民館「紫水館」の職員は、この運営の中心を担っており、地域の一体性の維持に大きな役割を果たしている。また、直根・笹子公民館は、それぞれの地域で唯一の集会施設であることから、各種会合の実施に必要な不可欠な施設となっている。

④体育施設

直根体育館は、旧直根小学校体育館であるが、積雪期間の長いこの地域において、冬期間の貴重な体育活動拠点となっている。

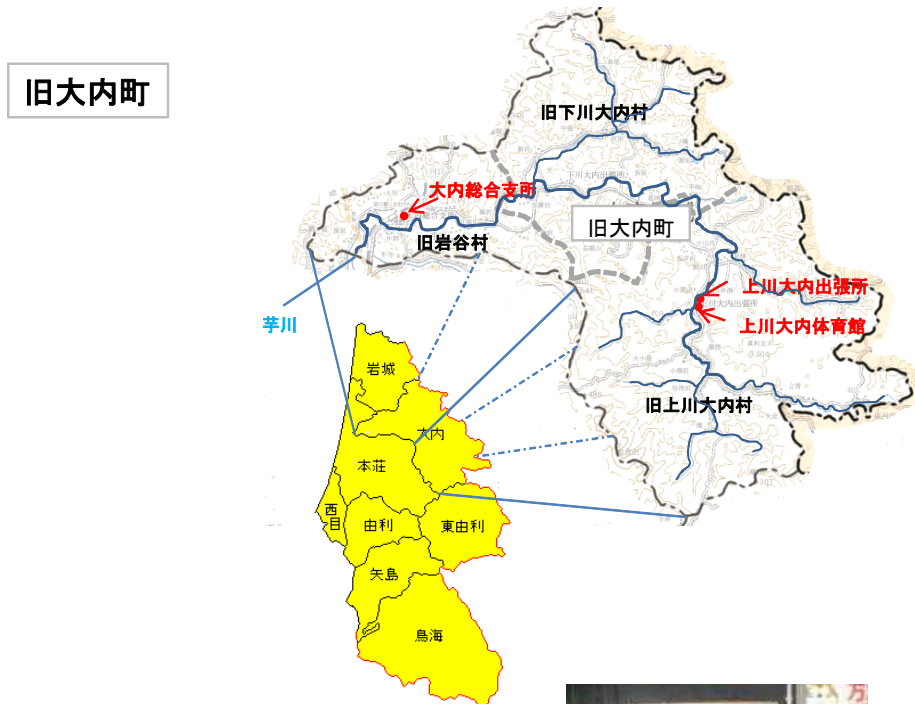
⑤その他

旧鳥海町は、川内村・直根（ひたね）村・笹子（じねご）村の三つの村が昭和の合併により合併したものであるが、支所がある川内地区以外の、直根・笹子地区に出張所が、公民館と併設で置かれている。直根・笹子地区の出張所と総合支所の間は、道路距離で7～13kmと離れていることもあり、三つの旧村には保育所・小学校・中学校・診療所が設置され、三つの旧村単位の地域コミュニティが今も存続している。

ただ、中学校は平成11年、小学校は平成25年に統合された。この結果、統合小学校の児童の6割が、8路線のスクールバスによって通学している。直根地区では、市立保育所が学童保育も実施しており、一部の児童は保育所までスクールバスで帰り、家族の迎えを待っている。

(4) 由利本荘市上川大内地区 (平成25年5月28日調査)

由利本荘市上川大内地区は、8市町が合併した由利本荘市の旧大内町のうち、昭和の合併前の上川大内村である。旧大内町は昭和の合併で3村が合併したものであるが、役場所在地以外の旧村に出張所が配置されている。管内の人口は2,012人、面積は97km²である(平成22年国勢調査)。昭和の合併前の旧村を含め、位置は以下のとおり。旧大内町は子吉川の支流の芋川流域からなる地域であるが、出羽丘陵を浸食した多くの中小河川に沿って、集落が別れて点在する地域である。



上川大内出張所兼大内公民館上川大内地区館



再来受付機

①出張所兼公民館

出張所は公民館(地区館)と併設されており、公民館業務も含め職員2名で、窓口業務としては戸籍・住民票交付、印鑑証明・市税の証明等の各種証明書交付事務を行っている。選挙時は、出張所が管内唯一の期日前投票所となっている。また、玄関には由利本荘市の中核的な病院である「由利組合総合病院」(路線バスで所要約40分)の再来受付機が設置されており、地域の高齢者の通院に便益を供している。

民生委員協議会の区域は旧大内町単位となっているが、年1回行っている一人暮らし高齢者世帯への配食弁当づくりは、公民館(出張所)に管内の民生委員(11名)が集まって、行っている。

出張所管内には、自然集落を基礎とした「町内会」が17あり、その「会長」が「行政協力員」とし

て位置づけられているが、出張所管内の行政協力員が集まった市政懇談会を年4～5回開催し、地域要望を聴取している。こうした市政懇談会は、旧大内町全体で行った場合、各地区の事情が異なるため、十分な効果が見込めないことから、各出張所単位で行っているものである。

また、冬期間、出張所では週1回、管内の全世帯までの除雪状況を確認に回っているが、これは、除雪状況の確認の他、一人暮らし高齢者世帯が孤立していないかどうかの確認も含めて行っているものである。管内には一人暮らし高齢者世帯が多い他に、空き家も多いことから、こうした活動を行っているが、こうした点でも、出張所の存在は欠かせないものとなっている。

公民館（地区館）は、自主事業は少ないものの、各種検診を行う際はその会場となるなど、各種行政サービス提供の拠点として、地域に欠かせないものとなっている。

②体育施設

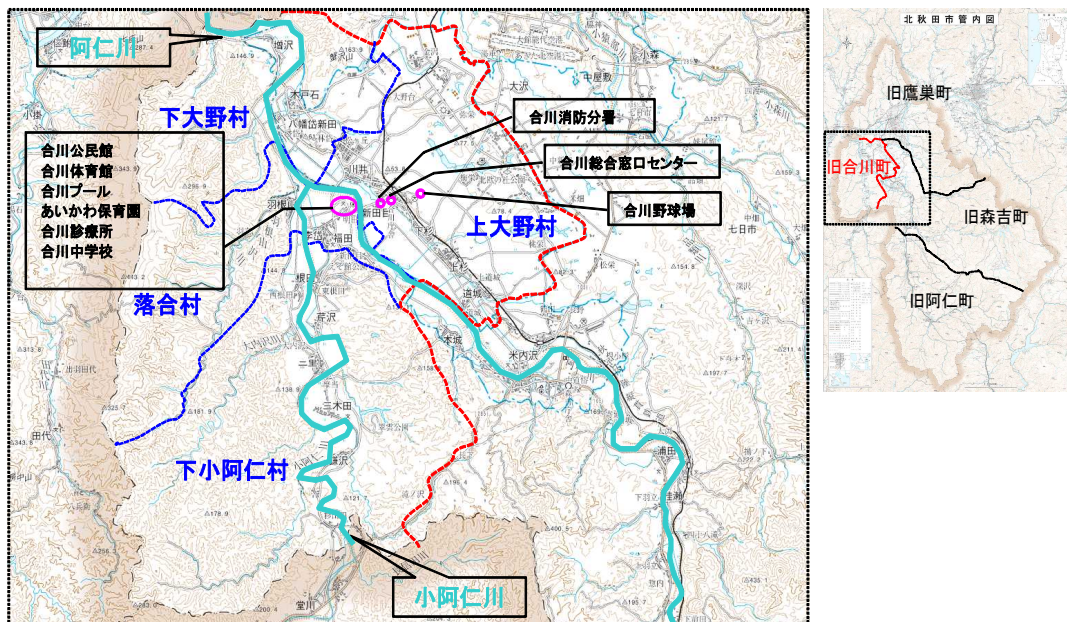
体育館は、地域の児童や高齢者の各種活動に利用されているとともに、積雪に覆われる冬期間は、貴重な体育活動拠点となっている。

③その他

上川大内地区の小学校の児童数は現在、54名まで減少しており、複式学級化が目前となっていることから、学校統合が検討されている。現在でも児童の4割が、スクールバス・コミュニティバス・路線バス（定期券補助）によるバス通学となっているため、統合後はほぼ全員がバス通学となるものと見込まれる。

(5) 北秋田市合川地区 (平成25年6月14日調査)

北秋田市合川地区は、4町が合併した北秋田市のうち、旧合川町である。旧合川町の人口は6,908人、面積は11.3km²である(平成22年国勢調査)。昭和の合併前の旧村を含め、位置は以下のとおり。地域は米代川の支流である阿仁川、小阿仁川の流域に沿って集落が連続しており、旧合川町は両河川の合流地点である。



合川総合窓口センター

①支所

合川総合窓口センターの合併時の位置づけは「総合支所」であったが、平成21年度から条例を改正し、三つの総合支所を総合窓口センターに改めた。これに伴い、合川支所においても、3課体制から2班体制に組織を縮小し、さらに平成22年度以降は1班体制とした。職員数もこれに伴い、合併時の37人から、現在では9人と、4分の1まで縮減している。

窓口センターでは、窓口業務の全般を取り扱っているが、窓口センターで解決できない相談内容については、本庁舎の関係する部門を紹介することとしている。税務に関しては専任職員を配置しており、窓口での納金の他、滞納整理も行っている。

旧合川町内には、自然集落を基礎とした住民自治組織である「自治会」が31あるが、窓口センターは、この自治会長会の事務局機能を持っており、年4回の総会や役員会の場で、地域要望を窓口センターが聴取している。

民生委員協議会の区域も、旧4町毎となっていることから、窓口センターにおいて、月1回民生委員

協議会が開催され、民生委員の日々の活動の拠点となっている。

冬期間の除排雪においては、市内の各地域によって降雪の状況が全く異なることから、支所単位で管内の降雪状況を判断し、24時間体制で除雪指示を出している。

北秋田市は面積が1,153km²と広大であり、細長い複数の河川流域からなっていることから、勤務時間外に災害が発生した場合、市職員は自らが居住する地域の窓口センターに出勤するよう定められており、窓口センターは、災害時の拠点となっている。北秋田市は平成19年に豪雨災害を受けているが、当時の各支所がこうした拠点機能を実際に果たしていたものである。地域は無堤防河川も多く、豪雨による河川氾濫は頻繁に発生しており、窓口センターは災害時の情報収集や避難所の状況確認等の拠点として重要な役割を果たしている。

②消防分署

消防については、北秋田市が、隣接する上小阿仁村から事務委託を受けているが、上小阿仁村を含め、平成の合併前の旧町村単位に消防分署が配置されている。合川分署の体制は、消防車1台、救急車1台、署員14名で、年間出動件数は273件である。合川分署における救急にかかる入電から到着までの平均所要時間は7.6分となっているほか北秋田市消防全体でも7.6分と秋田県平均(8.1分)や全国平均(8.2分)と概ね同水準となっている。一方平均収容時間は37.4分と、消防本部平均(35.9分)や秋田県平均(34.5分)を上回っている状況にあることから、現状の消防分署の配置は必要不可欠なものである。

③公民館・体育施設

平成24年度まで、地区に小学校は4校あったが、平成27年度に一校に統合する予定であり、中学校の隣接地に校舎を現在建設中である。旧合川町は、小学校区に対応する4つの村が昭和の合併により生まれたものであるが、昭和の合併前の村は面積が小さく(20~46km²)集落が河川流域に沿って連続的に存在していることもあり、昭和の合併前の旧村を基盤とする地域コミュニティ意識は希薄であり、旧合川町全体が一つの地域コミュニティとなっている。

この、旧合川町全体を基盤とする地域コミュニティの拠点となっているのが、合川公民館であるが、公民館と隣接して、体育館、保健センター、診療所、中学校、保育所といった、旧合川町全体を対象とする施設が配置されており、中央にある共同駐車場を会場とした夏祭りや、公民館と体育館を会場とした文化祭が行われるなど、これら公共施設が配置されている場所が旧合川町の地域コミュニティの中心のかつ象徴的な空間となっている。



↑ 合川祭り (奥は体育館)



↑ 共同駐車場 (奥は診療所)